

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき令和7年2月12日付けで提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年3月31日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

第 1 請求の受付

1 請求人

住所 略

氏名 略

2 請求の要旨

請求人が提出した相模原市職員措置請求書(以下「本件請求書」という。)及びその事実を証する書面から、請求人が主張する要旨は次のとおりと解される。

【D】は介護給付の請求のためだけに維持されているダミー会社であり、障害者総合支援法第43条第2項に違反している違法なものである。

このため、【D】の介護給付に係る請求は不正請求であるにもかかわらず、市は請求の過誤として認定し、不正と認定された場合の4割増での請求を行わなかったことは違法である。

【D】に対し請求の過誤を認定したことで、【F】は【D】との2時間区切りの分割ではなく、自社のみで7.5時間の業務を行ったこととなり、市は【F】に分割した場合との差額を支払った。しかし、この差額は【F】及び【D】の不法行為により発生したものであるため、不法原因給付であり、この支払は違法である。

これらのことから、必要な措置として、時効になっていない不正に支払われた相模原市民のお金の回収及び相模原市が不正に支払った【F】に対する相模原市民のお金の回収を求める。

3 請求の受理

令和7年2月12日付けで提出された住民監査請求(以下「本件請求」という。)について、同月19日に要件審査を行い、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

なお、令和7年3月10日付けで請求人が提出した資料において新たに請求を追加したと解される「財産の管理を怠る事実」は、本件請求における監査を求める対象とは財務会計上の行為又は事実において同一性を欠いており、本件請求とは別個の監査を求めるものと認められるため、本件請求における監査の対象としないこととした。

第2 個別外部監査人による監査を必要としない理由

法第252条の27は普通地方公共団体が締結する外部監査契約について規定しており、法第252条の28は外部監査契約を締結できる者を弁護士、公認会計士、国等の監査に関する実務に精通している者等と規定している。

本件請求において請求人は、福祉分野の諸制度に詳しい専門家による監査が必要であること、労働法の分野に明るい監査人が必要であること等から、法第252条の43第1項に規定する個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、請求の要旨のうち、監査対象事項となる「時効になっていない不正に支払われた相模原市民のお金の回収」等に係る財務会計上の行為の違法性、不当性の判断を行うに当たって、特に監査委員に代わって上記の資格を有する外部監査人による判断が必要である事案とは認められない。

以上のことから、本件請求において、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないため、監査委員による監査を行うこととする。

第3 監査の実施

本件請求書及び提出された資料に記載された事項並びに事実を証する書面を勘案し、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

(1) 監査対象事項の適格性要件

ア 財務会計上の行為又は怠る事実であること。

住民監査請求は、住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、普通地方公共団体の事務全般を監督するための制度ではない。

したがって、住民監査請求の対象となる行為は普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結等の財務会計上の行為又は怠る事実に限られる。

イ 他の事項から区別して特定し認識できるよう個別具体的に摘示されていること。

また、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等については、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、請求人が提出し

たその他の資料等を総合して特定の当該行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されており、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならない(最高裁判所平成2年6月5日判決参照)。具体的には、監査委員において住民監査請求の対象を特定するために調査を要することなく、当該請求において具体的にいかなる財務会計上の行為等が問題とされているかを理解することができ、当該行為等について違法・不当を判断するだけでよい程度まで特定されていることが求められる。それゆえ、監査委員が監査を実施するために、その対象を選択しなければならないようなものや、監査委員が住民監査請求の対象を探索しなければ、監査を実施することができないようなものは、請求の特定を欠くものとして不適法である。

(2) 本件請求における監査対象事項

ア このような観点から、本件請求書における請求の要旨のうち、①【D】(以下「【D】」という。)の介護給付等に係る請求が不正であるにもかかわらず、市が【D】から請求の過誤として介護給付費等の返還を受けたことは、市が違法又は不当に財産の管理(介護給付費等の返還請求権の行使)を怠ったことにならないか、②【D】の介護給付等に係る請求が不正であるにもかかわらず、市が【D】に対し4割増しで介護給付費等の返還を請求しなかったことは、市が違法又は不当に財産の管理(介護給付費等の返還請求権の行使)を怠ったことにならないか、③【F】(以下「【F】」という。)と【D】が業務を分割するという不法行為を行ったことにより、既に【F】に支払われた額と【F】が業務を分割せず行った場合の額との差額を市が【F】に支払ったことは、市が違法又は不当に公金を支出したことにならないか、の3点を本件請求における監査対象事項とした。

イ なお、上記以外については、前述の適格性要件に基づいて判断した結果、監査の対象外とした。

2 実施の方法

請求人から提出のあった証拠の確認、請求人及び関係職員の陳述の聴取並びに関係書類による事実確認をもって、監査を実施した。

(1) 請求人から提出のあった証拠の確認

請求人から事実を証する書類の提出を受け、確認を行った。

(2) 請求人の陳述の聴取

令和7年3月11日に請求人の陳述の聴取を行った。その際、関係職員3名が立ち会った。

(3) 関係職員の陳述の聴取

令和7年3月11日に健康福祉局地域包括ケア推進部長、同部参事(兼)福祉基盤課長及び高齢・障害者支援課長の陳述の聴取を行った。その際、請求人が立ち会った。

(4) 関係書類による事実確認

健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課及び高齢・障害者支援課に關係書類の提出を求め、事実確認の調査を行った。

第4 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 請求人の陳述

請求人の陳述内容の要旨は、次のとおりである。

【D】は、介護給付の請求のためだけに維持されているダミー会社であり、違法なものである。

勤務するヘルパーは、雇用契約や勤務報告の書類を【F】と【D】の2枚分作成させられており、1日の業務を1人でやっても2時間ごとに分割した報告を上げさせられている。

処遇改善加算についても、是正勧告が出ているにもかかわらず、書類をねつ造して提出している。

福祉基盤課に障害福祉サービスの監査実施要綱に基づいた第三者的な方法での事実認定を求めたが、市は書類の整合性しか見ていない。ベテランヘルパーへの聞き取り調査などにより事実認定をすればわかることなのに、それをしていない。

第三者的な方法できちんと調査を進めて事実認定して、全額を取り返し、返金請求を4割増しで行い、不正だと発表して相模原市民に周知すべきである。書類はつじつま合わせをしてねつ造されているので、しっかり調べて、相模原市民のお金を取り返してほしい。

2 関係職員の陳述

(1) 関係職員の陳述内容の要旨は、次のとおりである。

本市が実施した【F】等に係る業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、相模原市障害者等移動支援事業実施要綱の規定等に照らして適切に行われており、違法又は不当な支出には当たらない。

【F】等が返金する額は、不正請求でないため、4割の加算金の徴収については検討する余地がないと認識している。

本市が実施した【F】等に係る業務は、請求人が主張する違法及び不当ではないため、本請求は棄却されるべきである。

(2) なお、陳述では、【F】及び【D】(以下「【a】」という。)への支出の妥当性について等の説明は、特定の事業者が監査又は実地指導を受けたという事実などを明らかにすることにより、当該事業者の社会的信用を低下させ、利用者の確保の面等において、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるということで相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)第10条の非公開情報を公開することになるため省略された。

3 関係法令等

本件請求に関する主な法令等の定めは、次のとおりである。

(1) 居宅介護について

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)

第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)その他主務省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び主務省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。

2 この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において

入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

第10条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理(以下「自立支援給付対象サービス等」という。)を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第2項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「留意事項通知」という。)

2. 介護給付費

(1) 居宅介護サービス費

③ 居宅介護の所要時間

(1) 居宅介護の報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間30分未満の「居宅における身体介護が中心である場合」(以下「身体介護中心型」という。)など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。したがって、単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に居宅介護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合

もあり得るが、身体介護中心型を30分、連続して「家事援助が中心である場合」(以下「家事援助中心型」という。)を30分、さらに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の身体介護を1回として算定する。なお、身体状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。

ウ 厚生労働省の介護保険施設等実地指導マニュアル(平成22年3月改定版)

1 報酬請求指導の目的

(2) 報酬基準に適合しない場合の取扱い

報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう是正させるとともに、過去の請求について自己点検させ、不適切な請求となっている部分については過誤調整として整理させること。

(2) 移動支援事業について

ア 障害者総合支援法

第77条 市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(8) 移動支援事業

イ 相模原市障害者等移動支援事業実施要綱(平成18年10月1日施行)

第23条 市長は、移動支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、指定移動支援事業者若しくは指定移動支援事業者であった者若しくは指定移動支援事業所の従業者であった者(以下「指定移動支援事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、指定移動支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定移動支援事業所について設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証明書（第9号様式）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 関係書類による事実確認

関係書類から確認した主な事実は、次のとおりである。

- (1) 市が令和5年10月24日に【a】の法人代表等に対して行ったヒアリングの内容について調査したところ、【a】が不正確な請求について過誤調整を行うこと、今後は適正な請求を行うこととなった旨を確認した。
- (2) 市が令和6年3月14日に【a】に対して行った実地指導について調査したところ、障害者総合支援法及び相模原市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱(平成25年2月1日施行)に基づき行われたこと、実地指導の結果、監査を行うことが決定されたことを確認した。
- (3) 市が令和6年3月14日に【a】に対して行った立入検査について調査したところ、障害者総合支援法及び相模原市障害者等移動支援事業実施要綱第23条第1項に基づき行われたことを確認した。
- (4) 市が令和6年4月19日に通知した【a】に対する立入検査の結果について調査したところ、ガイドヘルプサービス費に不適切な算定があったことについて行政指導を行ったことを確認した。
- (5) 市が行った行政指導の結果について調査したところ、令和6年5月15日に【a】から改善及び再発防止措置の報告を受けたことを確認した。
- (6) 市が令和6年5月23日に【a】に対して行った監査について調査したところ、障害者総合支援法及び相模原市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱(平成24年4月1日施行)に基づいて行われたことを確認した。また、当該監査において、書類確認に加え代表取締役、部長、【F】のサービス提供責任者及び【D】のサービス提供責任者に聞き取り調査を行い、業務を分割したことについて、不適切な請求であることから自己点検の後、過誤調整を進めるよう口頭指導したことを確認した。
- (7) 移動支援事業に係る費用の過誤調整の状況について調査したところ、令和6年6月から同年11月まで、市は【a】と移動支援事業に係る費用の過誤調整を正確に行うため、請求内容の確認及び修正、再提出のやり取りを行ったことを確認した。

- (8) 居宅介護に係る費用の過誤調整の状況について調査したところ、令和6年7月10日に【D】から納付書による自主返納を受け、同月12日には【F】の通常業務分の過誤申立に基づき差額を再支給したことを確認した。

第5 監査委員の判断

1 財務会計上の行為の違法性について

- (1) 請求人は、市が【D】の介護給付等に係る請求を不正請求とせずに、【D】から請求の過誤として介護給付費等の返還を受けたこと、【D】に対し4割増しで介護給付費等の返還を請求しなかったこと、【F】に対し分割しなかった場合との差額分を支払ったこと等の財務会計上の行為が違法であると主張する。

しかし、上記各財務会計上の行為それ自体には違法性・不当性は認められない。請求人は、本件請求において、請求の過誤として介護給付費等の返還を受ける、4割増しで介護給付費等の返還を請求しない、【F】に対し分割しなかった場合との差額分を支払うといった財務会計上の行為を監査対象としながら、当該財務会計上の行為自体の違法・不当については言及せず、当該財務会計上の行為の前提又は原因となっている、市が【a】の介護給付等に係る請求を不正請求でないと判断したこと(非財務会計行為)が違法・不当であるとして、当該財務会計上の行為が違法・不当である旨主張するものである。

- (2) ところで、法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結等の財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であると認められるとき、これらを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずることを請求するものであり、あくまでも当該財務会計上の行為自体が違法又は不当であるかを監査の対象とするものである。

したがって、財務会計上の行為が先行する原因行為(非財務会計行為)を前提としてなされた場合、先行する原因行為に違法又は不当事由が存する場合であっても、一般に原因行為を前提としてなされた後行行為(財務会計行為)が当然に違法又は不当となるものではないから、後行行為(財務会計行為)を違法又は不当とすることはできない。

しかし、後行行為(財務会計行為)を行う者が原因行為(非財務会計行為)をも行い、これにより具体的な後行行為(財務会計行為)をすることが直接義務付けられている場合(例えば、長の職員に対する分限免職処分とこれを原因とする長の退職手当の支給決定)には、先行する原因行為に違法又は不当事由が存すれば、後行行為(財務会計行為)自体が違法又は不当となるものと解される。なぜなら、このような場合には、後行行為(財務会計行為)を行う者は、後行行為(財務会計行為)を行うに当たって、それを義務付ける先行の原因行為(非財務会計行為)に違法性がなかったか、これを常に見直す義務があることから、原因行為(非財務会計行為)に違法事由があり、これを取り消す等容易に是正することができるのに、是正しないで漫然と後行行為(財務会計行為)に及んだ場合には、財務会計上の行為をするに当たって職務上負担する誠実執行義務(法第138条の2の2)に違反したことになり、その財務会計行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものになるからである(最高裁判所昭和60年9月12日判決参照)。

- (3) 本件請求において、原因行為(非財務会計行為)であるところの【a】の介護給付等に係る請求を不正請求であると市が判断することは、後行行為(財務会計行為)である介護給付費等の返還請求、4割増しの介護給付費等の返還請求、分割しない場合との差額の払戻をそれぞれ直接義務付けるものである。

したがって、【a】の介護給付等に係る請求を不正請求でないと市が判断したことに違法・不当事由があれば、後行行為(財務会計行為)である請求の過誤として介護給付費等の返還を受けたこと、4割増しで介護給付費等の返還を請求しなかったこと、分割しなかった場合との差額分を支払ったことは違法・不当となることになる。

そこで、以下、原因行為(非財務会計行為)である【a】の介護給付等に係る請求を不正請求でないと市が判断したことに違法・不当があったかについて検討する。

- (4) なお、本件請求においては、先に述べたとおり居宅介護及び移動支援事業における介護給付費等の請求が問題となっているので、それぞれの事業ごとに財務会計上の行為の違法性を検討する。

2 【a】の介護給付等に係る請求について

(1) 居宅介護

ア 市の主な対応経過

令和5年9月末頃～ 市は請求人から【a】に係る情報提供を受けた。

令和5年10月24日 市は【a】の法人代表等に対しヒアリングを行った。その結果、【a】が不正確な請求について過誤調整を行うこと、今後は適正な請求を行うことを確認した。

令和6年3月14日 【a】に対し、障害者総合支援法及び相模原市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱に基づき実地指導を行った。また、実地指導の結果、監査を行うことを決定した。

令和6年5月23日 【a】に対し、障害者総合支援法及び相模原市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に基づき監査を行った。この際、書類確認に加え代表取締役、部長、【F】のサービス提供責任者、【D】のサービス提供責任者に聞き取り調査を行い、業務を分割したことについて、不適切な請求であることから自己点検の後、過誤調整を進めるよう口頭指導した。

令和6年7月10日 【D】から納付書により自主返納を受けた。

令和6年7月12日 【F】の通常業務分の過誤申立に基づき差額を再支給した。

イ 【a】が業務を分割して介護給付に係る請求をしたことを不正な請求でないと市が判断したことについて

(ア) 【D】について、市は調査等により、法人登記が行われていること、事務所の所在を目視で確認していること、従業者と雇用契約を締結した上で給与を支払っていること等から事業所の存在を確認している。

(イ) 厚生労働省の定めた基準に違反していないこと。

業務の分割については、留意事項通知に示されているとおり、1回のサービスを1社で複数回に分けることは禁止されているが、1回のサービスを2社で分けることについて明確な禁止事項としては規定されて

いない。

(ウ) 業務を分割していた【F】と【D】のヘルパーが同一の人物であったことについて、当該ヘルパーは両方の会社に在籍しており手続上違法な点は見当たらなかった。なお、市が近隣の自治体に確認したところ、本件のようなケースについては、制度の趣旨に沿うものではなく不適切ではあるが、基準違反とまではいえないという見解を得ている。

(エ) これらの事情からすれば、【a】の介護給付に係る請求は不適切であるが、法令や基準に違反しておらず、不正請求に該当しないものと認められる。

(オ) よって、居宅介護における【a】の介護給付に係る請求を不正請求でないと市が判断したことに違法性はない。

(2) 移動支援事業

ア 市の主な対応経過

令和5年9月末頃～ 市は請求人から【a】に係る情報提供を受けた。

令和5年10月24日 市は【a】の法人代表等に対しヒアリングを行った。その結果、【a】が不正確な請求について過誤調整を行うこと、今後は適正な請求を行うことを確認した。

令和6年2月15日 移動支援中の介護タクシー料の請求等についてヘルパーにヒアリングを行った。

令和6年2月19日 関係先に対し調査協力を依頼した。

令和6年2月22日 関係先を訪問し調査を行った。

令和6年3月8日 市の各高齢・障害者相談課から利用者のサービス等利用計画を取得した。

令和6年3月14日 【a】に対し、相模原市障害者等移動支援事業実施要綱第23条第1項に基づき立入検査を行った。

令和6年3月22日 【D】から過誤調整の申し出を受けた。

令和6年3月28日 関係先を訪問し調査を行った。

令和6年4月19日 【a】に立入検査の結果を通知した。ガイド

ヘルプサービス費に不適切な算定があったこと
について行政指導を行った。

令和6年5月15日 【a】から、改善及び再発防止措置の報告を
受けた。

令和6年6月～11月 正確に移動支援事業に係る費用の過誤調整
を行うため、【a】と請求内容の確認及び修正、再
提出のやり取りを行った。

イ 【a】の移動支援事業に係る費用の請求を不正な請求でないと市が判断
したことについて

(ア) 令和5年10月のヒアリング後にも調査を行い、その結果、相模原市
障害者等移動支援事業実施要綱第23条第1項に基づき令和6年3月
14日に立入検査を行っている。この立入検査の結果、以下の点が明ら
かになった。

- ① 業務を分割していたこと。
- ② ガイドヘルパーが自動車を運転していた時間を移動支援事業の
サービス提供時間として算定していたこと。
- ③ 介護タクシーにて移送サービスが実施され、代金を徴収してい
るにもかかわらずその時間を移動支援事業のサービス提供時間
として算定していたこと。
- ④ サービス利用者が帰省などにより居住地とは異なる場所で一時
的に生活している場合、目的地までの所要時間が短い場所がサー
ビス提供の開始地点となると、目的地までの所要時間が長い
地点を基準にサービス提供時間を算定していたこと。

(イ) しかし、①については、居宅介護の場合と同様に、不適切であるが、基
準違反とまでは断定できない。根拠としている要綱は異なるものの、同
じ障害者総合支援法に基づいて業務を行っており、特別な理由もないこ
とから、居宅介護と同様に判断することが相当である。

(ウ) また、②から④までについては、法令や基準に違反するものである
が、書類調査やヒアリング、立入検査の結果から、その原因は制度の理
解不足等に基づく請求の誤りにあり、意図的・組織的に行おうとしてい
たものとまでは断定できない。

(エ) これらの事情からすれば、【a】の移動支援事業に係る費用の請求は不適切であるが法令や基準に違反していない、また、違反していたとしても意図的・組織的に行おうとしていなかったものであるから、不正請求に該当しないものと認められる。

(オ) よって、【a】の移動支援事業に係る費用の請求を不正請求でないと市が判断したことに違法性はない。

3 まとめ

このように、【a】の介護給付等に係る請求が不正請求でないと市が判断したこと(原因行為)に違法性が認められないのであるから、市が【D】から請求の過誤として返還を受けたこと、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を加えて請求しなかったこと及び【F】に分割しなかった場合との差額を支払ったこと(後行行為)はいずれも、違法又は不当な財務会計上の行為とはならない。

4 結論

以上のことから、請求人の主張のうち、本件請求の監査対象事項となったものについてはいずれも理由がないため棄却し、その余の主張については住民監査請求の対象とならないので却下する。

第6 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、市に対し、監査委員としての意見を述べる。

近年、地域共生社会の実現に向けて、障害者福祉に係る法令や制度等は大きく変化しており、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの整備・充実が進められている。

こうした中、障害のある方の地域生活を支援する事業所をめぐり本件請求が提出されたが、この請求人からの情報提供がなければ、不適切な介護給付費等の支出が継続した可能性が高く、このことが市財政に与える影響は大きいものと考えられる。

本件請求について市は、現状の基準等に照らして不正請求とは認められないとの見解であったが、事案の内容を鑑みると監査委員としては大変遺憾であり、再発防止に向けた取組は喫緊の課題であると考ええる。

このため、事案が発生した本市として、内容を国等に報告し、国としての障害福祉サービスに関する基準等の見直しを含む再発防止策を講じるよう要望するとともに、市としても、障害福祉サービスに関する要綱等の見直し・強化を図ることを要望する。

また、障害のある方の地域移行の支援とともに、それを支える事業者や福祉人材の質の向上を図るためには、市の指導・監査業務の充実が必須の課題であることから、組織体制の拡充に取り組むとともに、関連団体との連携強化を図るよう要望する。

なお、本件請求で、財務会計上の行為等に該当しないため監査の対象外とした事案について、請求書及び陳述において様々な情報が提供されていることから、引き続き、必要に応じた調査等を行うとともに、市内の各事業所において適切な運営が図られるよう、注意喚起、研修の実施等に取り組むことを併せて要望する。

(令和 7 年 2 月 1 2 日付けで提出された相模原市職員措置請求書)

相模原市職員措置請求書

相模原市長本村賢太郎ほか健康福祉局長【42】、同局地域包括ケア推進部長【43】および旧部長【44】(現教育局生涯学習部長)、同部福祉基盤課長【45】、旧課長【46】、同課総括副主幹【47】、同課担当者【48】および旧担当者【49】ならびに同部高齢・障害者支援課長兼健康福祉局地域包括ケア推進部参事【50】、同課総括副主幹【51】、旧総括副主幹【52】(現教育局生涯学習部相模湖公民館館長代理)および同課担当者【53】そのほか関係機関および職員に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 令和 6 年 1 2 月 1 8 日の定例議会

本村賢太郎相模原市長は令和 6 年 1 2 月 1 8 日の定例議会で、午前 1 0 時 3 0 分頃、【A】が行った【B】が運営する【C】の利用者の専ら土日祝日の余暇活動を目的とした 7. 5 時間の移動支援事業の件についてのもとよしみ議員より一般質問を受け、「1 つの業務にすぎないものを 1 つの事業者が故意に分割して請求した場合には不正となるが、2 つの事業者が分割して請求した場合には不正とならない。」旨の発言をし、本件が不正には該当しないとの見解を示した。

(2) 【D】【E】事業所

ア 上記(1)の発言は、【D】【E】事業所が適法に障害者総合支援法上の事業所として存在することを前提する発言であるが、【D】【E】事業所は、2 0 0 9 年 9 月 1 4 日の創業以来、少なくとも登録型ヘルパーやパート社員といった従業員が業務を目的として誰一人として立ち入ることなく、管理者兼サービス

提供責任者として登録される【１】氏についても、少なくとも登録型ヘルパーやパート社員といった従業員のほぼすべてが見いかけたことがないばかりか、名前すら知らない状態で今日まで至った事業所である。

イ これは名義貸しであり、この状態で【Ｄ】が相模原市に対して介護に係る請求を行ったとすれば、それらはすべて不正請求にほかならない。薬局に薬剤師がいないままに調剤を行ったり、医薬品を販売することと同様のことである。

ウ これは障害者総合支援法第４３条第２項（指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。）に違反する違法行為である。福祉基盤課には、請求人より第一報を受けた令和５年１０月２日より直ちに調査を開始し、障害者総合支援法第５０条第４号または第５号にしたがって、速やかに指定の取り消しを行わなければならない義務があった。

（３）経緯

ア 令和５年１０月２日に請求人は、福祉基盤課と高齢・障害者支援課へ行き、【Ｆ】および【Ｄ】に１０年間勤務した事実を告げ、【Ｄ】が請求のためだけに維持されているダミー会社であることとともに、【Ａ】が行った【Ｂ】が運営する【Ｃ】の利用者の専ら土日祝日の余暇活動を目的とした７．５時間の移動支援事業の件についての不正の概要を伝えて内部告発として公益通報した。

イ 翌日も請求人は、福祉基盤課と高齢・障害者支援課へ行き、概算として、７．５時間を２時間区切りで分割しない場合には、給付金として１７０１０円であるものが、分割することにより合計２７９５０円となり、お一人につき１０９４０円の不当利得が【Ａ】に発生することを示した。１日につき８人が外出すると仮定し、土日祝日の外出が年間１００日と仮定して、１２年間で

$$10940円 \times 8人 \times 100日 \times 12年 = 1億0502万4000円$$

の損害が相模原市民に発生して事実について、窓口担当した、【49】、【54】、【55】、【53】等の職員に対して訴えた。

さらに、【D】が請求のためだけに維持されているダミー会社であるとすれば、そもそも請求することができないのであるから、同社が受領した1日につき13530円の全額が返金の対象となり、【F】だけの差額3640円と合計すると、1日につき17170円の不当利得が【A】に発生し、12年では

$17170 \text{円} \times 8 \text{人} \times 100 \text{日} \times 12 \text{年} = 1 \text{億} 6483 \text{万} 2 \text{千円}$

の損害が相模原市民に発生している事実について、請求人は訴えた。

また、1年間では、1373万6千円の被害金額であり、

毎月114万4666円（少数点以下切り捨て）

の額の請求権が時効によって消滅することになるから、一刻も早く動いて欲しいと福祉基盤課と高齢・障害者支援課で窓口担当した、【49】、【54】、【55】、【53】等の職員に対して相模原市民の1人として強く訴えた。

ウ 令和5年10月18日には【2】相模原市議会議員に間に入っていただくことで福祉基盤課と高齢・障害者支援課合同の説明会が実現した。請求人は改めて上記アおよびイに示した事実を訴えたが、【47】副主幹は「それは（数字には）なんの根拠があるのですか？」「なぜ、わたしたちが期限を切って（調査結果を）説明しないといけないのかわからない。」などとのんきな発言を繰り返した。ただし、調査を行うと約束した。

エ 上記ウの調査は迅速に行われたが、誠に奇妙なことに、【F】の【3】代表と、【4】管理者兼サービス提供責任者だけを対象としたもので、【D】の【3】代表と、【1】管理者兼サービス提供責任者対象としたものではなかった。【F】【G】事業所で【3】代表と、【4】管理者兼サービス提供責任者の言い分だけ

を聞いて調査は終了した。現場を担当したヘルパーに対する調査はいつさい行われなかった。あえて、【D】【E】事業所の調査を行わなかった。また、障害者総合支援法に則った事業所の組織形態が【D】【E】事業所に存在していないという容疑であるにもかかわらず、移動支援だからというだけの理由で、高齢・障害者支援課だけが調査を担当し、移動支援事業所の認可を行ってる福祉基盤課はなにもしなかった。

オ その後、請求人に対して高齢・障害者支援課よりなんの連絡もないまま6か月が経過した。

カ 令和6年4月12日に請求人は、なぜ現場を担当したヘルパーに対する調査を行わないのか、【53】職員に尋ねたところ、「相模原市には相模原市のやり方があります。他市は関係ございません。」と言い切った。食い下がる請求人に対しては「業務妨害を行っている。」として逆に厳しい口調と表情で警告する発言も同氏より何度か聞かれた。

キ 令和6年5月7日に【1】氏について、国、県および関係各市も含めて相模原市に対して請求人が上申した結果、福祉基盤課もようやく重い腰を上げ調査を開始した。高齢・障害者支援課も再調査を開始した。

ク その後、請求人に対して福祉基盤課および高齢・障害者支援課よりなんの連絡もないまま、さらに5か月が経過した。請求人はその間、そのほかの不正である、【F】の居宅介護、その他の移動支援、グループホームの闇営業、無届の事業所および処遇改善加算の不正請求に係る内部告発となる公益通報を福祉基盤課に対して行った。被害総額はおよそ10億円になるとお伝えした。

ケ 令和6年10月2日に請求人は、しびれを切らせ、高齢・障害者支援課窓口で調査の進捗状況を尋ねたところ、【51】班長および【53】職員が窓口担当し、「もう調査を終わっている。請求の間違いが認められ、【D】より返金を受けた。すべて【F】の業務と認められたので、【F】に対しては差額をお支払した。監査は行わなかった。実地指導をした。【D】には登記と雇用があるから、実態がない

とまでは言えない。書類も整っており、【D】は適正な事業所である。高齢・障害者支援課には書類以外調査をする権限はない。調査の中で「間違えた。」と主張されれば、それを不正と言いつ返すことはできない。逆に聞きますが、【5】さんがなにか間違いをしたときに、それを不正と言われたらどうしますか？事業所そのものや、人や組織についての調査は福祉基盤課が行うことである。請求の間違いに過ぎないから企業の営業の秘密に関することであり、特に【5】さんにこれ以上ご説明することはない。」という旨の発言をした。

コ 令和6年11月2日より、【A】が行った【B】が運営する【C】の利用者の専ら土日祝日の余暇活動を目的とした7.5時間の移動支援事業の件について、再考を求める旨の上申書を新しい証拠資料を添付して福祉基盤課と高齢・障害者支援課に対して請求人は提出した（別紙事実証明書1）。

サ 請求人の訴えはすべて無視され、本村賢太郎相模原市長による令和6年12月18日の定例議会での発言となった。

（4）事件の放置

ア 頭書きに挙げた職員らは、令和5年10月2日より令和6年5月7日まで、高齢・障害者支援課の【53】職員等担当職員が【F】【3】代表および【4】管理者と【G】事業所で世間話をした程度の事実を除いては、請求人が行った公益通報に対してほとんど無為に過ごし放置したために、相模原市民にはプールの水を出し放しにするのと同様に、1か月につき100万円を優に超える請求権の時効による損害がもたらされた。

イ これは、頭書きに挙げた職員らが速やかに、【D】【E】事業所および【1】氏に対して適切な実地指導あるいは業務監査を行っていれば防止することができたはずであり、これを怠ったことに理由はなく、公務員として地方公務員法第30条に違反する任務懈怠に該当し違法である。

（5）現場を担当したヘルパーの調査の忌避

ア 頭書きに挙げた職員らは、令和５年１０月２日より今日まで、請求人が行った数多くの公益通報に対して、現場を担当したヘルパーに対してはほとんどまったくと言ってよいほどに調査を行っていない。当初はそれは「書類を調査する権限しか与えられていない。」と請求人に対してははっきりと【53】職員が宣言した高齢・障害者支援課だけのことであって、福祉基盤課はさすがに動いてくれるであろうと期待していたが、令和６年５月７日以降に福祉基盤課へ公益通報の重心を移した後もまったく変わることなく、請求人が現場を担当したベテランヘルパーに電話で確認したところでは、一部例外（※）をのぞいて、誰一人として込み入った調査を受けた者はいなかった。

※【6】【C】移動支援事業リーダーに対しては、連絡ノートの存否に関する電話質問が【53】職員より行われた。

※【7】ヘルパーに対しては、【8】さんの居宅介護を行ったか、その際に記録を付けたか、というだけの内容の電話質問が【54】職員より行われた。

イ 請求人の訴え通りであれば、相模原市民にとって１か月につき１００万円を優に超える請求権の時効による損害をもたらす緊急事態なのであるから、ただちに１０年程度勤務するベテランヘルパー（【9】、【10】、【11】、【12】および【5】等）に直接会って聞き取り調査を行い、まず正確に実態を把握し、そのうえで【A】に対する適切な実地指導あるいは業務監査を行っていれば、速やかに最小限に被害を防止することができたはずである。

ウ 政令指定都市であるから「相模原市には相模原市のやり方がある。」旨の発言は、【53】職員より何度か聞かれたが、それは政令指定都市であることを悪用しているだけで、調査を怠ったことに理由はなく、頭書きに挙げた職員らが行ったこの処置は、公務員として地方公務員法第３０条に違反する任務懈怠に該当し違法である。

（６）不適切な調査あるいは監査の実施

ア 【D】【E】事業所および名義貸しの容疑がある【1】氏については、上記（5）に示したような適切な調査あるいは監査を行っていれば、【D】が障害者総合支援法第43条第2項の事業所に該当していないことが、簡単にわかったはずなのに、頭書きに挙げた職員らは、名義貸しだけを行い月々30万円から50万円相当の給与を15年間にわたり毎月受け取り、夏冬と欠かさずボーナスまで受け取っていた【1】氏本人、【3】代表およびその取り巻きだけの話を聞いて、あとは業務上最低限必要な書類が整っているというだけの理由をもって、【A】が行った【B】が運営する【C】の利用者の移動支援事業の事件について、5年で6500万円の請求の過誤として認定した。

イ その結果、頭書きに挙げた職員らは、不正と認定された場合には、4割増で返金請求することのできる相模原市民の権利を勝手に放棄した。

ウ 【1】氏は特殊詐欺で言えば、架空口座の名義貸しを行った幫助犯として逮捕される立場であって、そのような人物の話ばかりを鵜呑みにするなど、事実認定の手法としてまったくデタラメというべきである。

エ 【D】の書類は整っていたと頭書きに挙げた職員らは声をそろえて主張するが、その書類を作成は【F】【G】事業所で行われていたのであって、その指揮監督をしていたのは【F】【4】所長兼管理者兼サービス提供責任者である。この事実は現場を担当したヘルパーに聞けば簡単に裏付けられることであるにもかかわらず、あえてそれを忌避している。

オ 頭書きに挙げた職員らが行ったこれらの処置は、杜撰を通り越して不可解かつ不合理で不公正かつ非民主主義的であり、なにより相模原市民の期待に反する裏切り行為である。「調査の過程はお答えすることはできない。」という発言は、窓口を担当する【53】職員および【54】職員より何度か聞かれたが、これを盾しており、何か【A】を守らないといけない事情が裏にあって故意に犯人を隠蔽した疑いとともに、故意に【A】に利益をもたらし、相模原市民に損害をもたらしただけのものであるから、公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務違反および任務懈怠にも該当し地方公務員法第30条に違反し

て違法であり、さらには刑法上の背任の疑いがもたれる。

(7) 【F】への利益供与

ア 上記(6)に関連し、頭書きに挙げた職員らは、【F】に対しては、同社の7.5時間の業務であったことを認めたうえで、わざわざ差額の支払を提案し、相模原市民の社会福祉のために使うべき大切なお金を支払っている。

イ その金額については、【F】だけの差額は利用者お1人1日につき3640円が発生し、5年では

3640円×8人×90日×4.33年＝1134万8064円(※)

※新型コロナの休業を加味して、1年の土日祝日の稼働日を90日とした。相模原市が【A】に対して請求と支払いの清算を行ったのは、令和6年6月ごろと推定されるから、その清算日を令和6年6月1日とすると、令和1年6月1日より令和5年9月30日まで(令和5年10月で7.5時間を4分割する請求が終了している。ただし、令和6年10月以降も2時間の業務を3回続けて行う形態に変更されただけで、【4】管理者兼サービス提供責任者の指揮下で【F】が行った業務を【D】の業務と偽って相模原市等に対して請求することは続けられた。)4年と4か月の稼働になるから、上記の額が支払われたと概算できる。なお、実際には後で述べる福祉タクシーの不正請求と相殺されているから、その分が減額された金額である。

となるから、1000万円ほどの金額が相模原市より【F】に対して支払われたと推定される。

ウ この支払は、盗人に追い銭をするようなことで、【A】は事業計画として、相模原市や近隣各市より給付金をだまし取る目的で【D】という法人格を悪用しただけであり、その業務が行われたのは【F】【G】事業所だけなのであって、その不正の主舞台は【F】なのである。

エ 【A】として悪事の計画を立てて実行したことに對して、わざわざその被害者が差額を支払うことは、民法708条不法原因給付としてまったく無用なことである。

オ したがって、この推定1134万8064円の金額は、頭書きに挙げた職員らが相模原市民に対して与えた損害として認定されるべきである。

カ 頭書きに挙げた職員らが行ったこの処置は、これもまた、相模原市民の期待に反する裏切り行為であり、「調査の過程はお答えすることはできない。」という発言は、【53】職員および【54】職員より何度か聞かれたが、これを盾しており、何か【A】を守らないといけない事情が裏にあって故意に犯人を隠避した疑いとともに、故意に【A】に利益をもたらし、相模原市民に損害をもたらしたものであるから、公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務違反および任務懈怠にも該当し地方公務員法第30条に違反して違法であり、さらには刑法上の背任の疑いがもたれる。

(8) 福祉タクシー

ア 【F】および【D】は、グループ会社である【H】が事業主体である福祉タクシーの運転業務を自社で雇用するヘルパーに行わせており、介護の業務の出発時、終了時および合間に運転をさせて、その時間を一分たりとも控除することなく、創業以来介護に係る給付金を関係各市に対して請求し続けてきた。

イ ヘルパーが運転した時間を請求明細書に相当するサービス提供報告書より控除して請求書を作成するルールは、全国共通ルールともいうべきもので、比較的説明書きの少ない相模原市でさえ、サービス提供報告書の記載例として明記しており、これを見ていないはずがなく、要綱に記載されていなかったから知らなかったでは済ませれないものである。

ウ 【A】が行ったこの行為は、世間では明白な詐欺である。

エ 請求人が指摘を行った結果として福祉タクシーの運行時間についても、高齢・障害者支援課は、過去５年間にについて請求の過誤としての清算を行ったようであるがその内訳は不明である、そもそもどの程度運転していたかは、現場で運転と介護の両方の業務を指示されて担当したヘルパーや後部座席に同乗したヘルパーに尋ねてみないことには判然としないことなのに、頭書きに挙げた職員らはあえてそれを忌避している。

オ 頭書きに挙げた職員らが行ったこの処置は、杜撰を通り越して不可解かつ不合理で不公正かつ非民主主義的であり、なにより相模原市民の期待に反する裏切り行為である。「調査の過程はお答えすることはできない。」という発言は、【53】職員および【54】職員より何度か聞かれたが、これを盾しており、何か【A】を守らないといけない事情が裏にあって故意に犯人を隠避した疑いとともに、【A】に利益をもたらし、相模原市民に損害をもたらしたものであるから、公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務違反および任務懈怠にも該当し地方公務員法第30条に違反して違法であり、さらには刑法上の背任の疑いがもたれる。

(9) 処遇改善加算

ア 処遇改善加算の不正受給については、その受給の要件として厚生労働省より通達があり、労働法の遵守や処遇改善加算を踏まえた就業規則の作成（改定）および従業員に対する周知ならびに処遇改善計画書を用いた従業員に対する周知が支給の前提条件になると明示されているが、【F】は2005年の創業以来、そのいずれも実施しないままに申請書類にデタラメのチェックマークを入れて、最後に上記の事実間違いのない旨の虚偽の誓約をし、請求し続けてきた事実が明らかになったにもかかわらず、高齢・障害者支援課の職員を除く頭書きに挙げた職員らは、【F】に対して何ら返金請求を行っていない。

イ 【F】には年間1億円を超える売り上げがあり、これまで単独で年額1000万円を超える金額にのぼる処遇改善加算を受給してきた。計画書の作成者は

行政書士が本業の【13】である。グループ全体で同様のことを行っており、総額3億円が見積もられる不正となる。

ウ 令和6年度についても、4月15日の申請締め切り後に請求人あるいは相模原市の指摘を受けてから、5月21日に処遇改善計画書の従業員に対する周知を行っており、就業規則についても申請前の2月1日に改定しながら相模原労働基準監督署に届け出ることなく、従業員に対する周知も行わなかった違反があり、請求人が行った相模原労働基準監督署に対する通告により7月30日に是正勧告を受けた労働法違反の事実があり、請求人が福祉基盤課に対してこの事実を通知したにも関わらず、福祉基盤課はいまだに返金請求を行っていない。

エ 【A】が行ったこれらの行為は、世間では明白な詐欺である。

オ 高齢・障害者支援課の職員を除く頭書きに挙げた職員らが行ったこれらの処置は、まったく不可解かつ不合理で不公正であり、なにより相模原市民の期待に反する裏切り行為である。政令指定都市であるから「相模原市には相模原市のやり方がある。」旨の発言は、【53】職員および【54】職員より何度か聞かれたが、それは政令指定であることを悪用しているだけで、何か【A】を守らないといけない事情が裏にあって故意に犯人を隠避した疑いとともに、故意に

【I】に利益をもたらし、相模原市民に損害をもたらしたものであるから、公務員として地方公務員法第30条に違反しており、また全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務違反および任務懈怠にも該当し違法であり、かつ、厚生労働省の通達にも違反しているから地方公務員法第32条違反にも該当し、さらには刑法上の背任の疑いがもたれる。

(10) 【J】

ア 闇営業のグループホーム

(ア) 上溝にある【J】は【A】が設立当初より闇営業してきたグループホームである。これは、請求人自身が2014年2月の入社した当時に現場に数回入

ったこともあるうえ、関係するヘルパーと日常的に世間話としてこれまで行ってきたことのなので、紛れもない事実である。つまり、ヘルパーにグループホーム入居者の世話人としての1対多の業務を課し、夜勤があり、請求は利用者別に居宅介護や移動支援として適当に割り振って行っていくという手口である。

(イ) 請求人は実際に勤務経験のある【14】ヘルパーとともに福祉基盤課の窓口へ行き、【54】職員の前でその業務内容を証言して頂いた。

そのほか、【15】ヘルパーも長く担当していた。

(ウ) ヘルパーの募集広告も「グループホーム」となっていた。

(エ) 結果として福祉基盤課はそれらを見做した。募集広告だけは取り下げられたが、現在も闇営業のグループホームは続いている。

(オ) あまりにも内情が悪質であるために、日本人の従業員はいなくなってしまう、フィリピンが祖国の3人の女性だけでシフトが組まれている。元は4人いたが、1人(【16】さん)は【17】所長に盾突いたためにいじめを受けて追い出された。イエスマンしか残れない現場である。その中の1人には社用車を自家用車代わりに使用してよいという便宜を与えており、もう1人には、家賃の補助を行っている。

イ 闇営業の事業所

(ア) 【J】は2021年6月には、看板が「【K】」から「【L】」に掛け替えられており、また、訪問するヘルパーが出入りするための自転車置き場が新設され、サテライトオフィスとしての外観を帯び始めていた。

(イ) 請求人が労働基準監督署へ是正勧告を行った令和5年10月以降、【F】は、【J】に活動の拠点を移しており、事実上の居宅介護事業所および移動支援事業所となっている。社用車も夜間には隣接する大きな駐車場に6台ほど駐車されている現状となっており(※)、ヘルパーが業務を開始する場所であり、戻

ってくる場所となっている。ここを拠点として居宅介護や移動支援を現に行っている上溝地区に住む【18】ヘルパーの話によれば、建物内で最後に書類を仕上げて提出して帰宅するそうであるから、【F】【G】事業所で、すべての業務を終えて事業所に戻ってから書類を書かせていたことと同じ手法をここでも用いている。その理由は、持ち出されると都合の悪い内容の書類が山のようにあるからで、つまり不正請求である。

※日産セレナなど、以前は【G】事業所近隣の駐車場に駐車されていた社用車が、現在は【J】に隣接する駐車場に駐車されている。

ウ 不正請求の温床

(ア) 上記アおよびイのようなことの何が問題になるかと言えば、悪質な事業者には不正請求の拠点を増やすことになるからである。正規の事業所であれば、衆人の監視もあり、比較的調査あるいは監査の目が行き届きやすいが、書類さえ整ってさえいれば何の問題もないと放言するような相模原市のような市役所が相手であれば、悪質な事業者の手にかかればやりたい放題が出来てしまうということである。

(イ) このような闇営業が相模原市福祉基盤課に看過されている【J】には、架空の従業員の噂が昔からあり、当然に推定されることである。

(ウ) 相模原市福祉基盤課については、請求人が証言者を窓口まで連れて行ったにもかかわらず、あえてそれを無視し、現在もなお故意に見逃しており、【A】は闇営業を平然と続けることができる。

(エ) 高齢・障害者支援課の職員を除く頭書きに挙げた職員らが行ったこれらの処置は、杜撰を通り越して不可解かつ不合理で不公正かつ非民主主義的であり、なにより相模原市民の期待に反する裏切り行為である。「調査の過程はお答えすることはできない。」という発言は、【53】職員および【54】職員より何度か聞かれたが、これを盾しており、何か【A】を守らないといけない事情が裏

にあって故意に犯人を隠避した疑いとともに、【A】に利益をもたらし、相模原市民に損害をもたらしたものであるから、公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務違反および任務懈怠にも該当し地方公務員法第30条に違反して違法であり、さらには刑法上の背任の疑いがもたれる。

(11) 居宅介護

ア 【A】の経営方針

(ア) 居宅介護は、国の指定障害福祉サービスであり、居宅で行われていないものを居宅介護と偽って請求することなど、一切認められていない。

(イ) 【A】は【3】CEOの方針として、ただ、朝夕に事業所や近隣施設などで一時預かりしているだけの業務を、居宅介護や移動支援に細切れにして請求することを経営方針としており、これまで山のように行ってきた。

(ウ) 【F】【G】事業所の会議室は、たまに会議を行うこともあるが、それ以外のほとんどの時間は一時預かり所として機能しており、いつもどなたかの利用者が連れて来られていた。【G】事業所のエントランスであずかることもよくあった。

(エ) ほとんどのヘルパーは、「居宅介護」の意味が理解できていないし、給料さえもらえればそんなことはどうでもよいと考えるヘルパーも少なからずおり、疑問を呈するような従業員については、シフトを切って、いじめて追い出すことが【3】代表および【4】所長の方針として行われてきて、これまでうまく機能してきたので、事業所に利用者がいることについては、多くの従業員にとってなんの疑問もわくことではなかった。

イ 【8】さん

(ア) 【8】さんは、2人介助とされており、介護として請求することのできる給

付金の額は2倍である。主に平日の朝方と夕方に【F】【G】事業所または【J】で預かったり、【M】などで過ごしており、日中は【N】や【O】といった生活介護施設に通われていた。朝は【G】事業所または【J】で過ごされた後、【3】代表や【19】ヘルパーが8人乗りの社用車日産セレナ運転して、生活介護施設へ送っていた。【3】は2人介助のひとりとして記録されているが、介護を一切行うことはなく、もう一人に任せてしまうことをして平気な人物であり、社用車の運転業務だけは好きなのか行っていた（※）。

記録についてもいつも自分の場所は空欄で、他人に記載を指示しており、自ら記録を付けることを行うことはなかった。夕方は、午後4時ごろにヘルパーが2人組で【G】事業所から生活介護施設へ迎えに行って、【M】でプールやシャワー浴をした後、【G】事業所で1時間ほど過ごされて、自宅へ帰ることを日課としていた。

※2人介助のうち1人のヘルパーが運転業務に就いたものを介護に係る給付金として請求することは当然に不正である

最近では【20】ヘルパー【21】ヘルパーが担当していた。【6】ヘルパーが担当することもまれにあった。そのほか社用者の運行記録に登場する3名のヘルパーが、【22】様を担当した。

(イ)【F】はこの業務を、16:00-16:30 移動 16:30-18:30 居宅 18:30-19:00 移動のように切り分けて、まったくデタラメの請求を行うことを少なくとも5年ほど行ってきた。

(ウ) その請求金額は、居宅介護だけで、1か月に90万円を超えている。

(エ)【7】ヘルパーは、2022年10月に【F】に登録し、2023年9月まで勤続したが、その間に【8】さんの夕方の業務を60回担当し、そのうち居宅に上がったのは、ただの1回だけであったと証言している。

(オ) 福祉基盤課の【54】職員は、請求人が【8】さんの居宅介護の件に係る不正となる不実の記録について上申したにもかかわらず、情報提供に応じた【7】

ヘルパーに対して電話で尋ねたことは、「担当したか否か」、「記録を付けた否か」だけで あった。請求人は記録がデタラメであることを問題にしているにもかかわらず、担当した事実と記録を付けた事実だけを確認してもまったく意味がないことは明白である。

(カ) このようにして福祉基盤課は、請求人が【8】さんの居宅介護に係る不正となる不実の記録について、上記（ア）および（イ）の事実を示す資料や社用車の運行記録などを証拠資料として上申したにもかかわらず、ろくな調査を行うことなく、【8】さんについては現に居宅介護を行ったヘルパーがその記録を付けており、その記録がしっかり保管してあるから、不正は存在していないと結論付けた。

ウ 【23】さん

(ア) 【23】さんは、土日の午前中の9：00-12：00の時間帯に【F】【G】事業所に預けられていた。その事実については、専ら【C】の移動支援業務に従事していたベテランのヘルパーであれば、社用車で移動中に【G】事業所で見かけることがあったので、当然に知っている事実である。2021年～2023年ごろは【24】ヘルパーが担当していた。

その他社用車の運行記録ノートに【23】さんを送迎している記録があるヘルパーが担当者であった。

(イ) 【F】はこの業務を、09：00-09：30 居宅 09：30-11：30 移動 11：30-12：00 居宅のように切り分けて、まったくデタラメの請求を行うことを少なくとも5年ほど行ってきた。

(ウ) 【7】ヘルパーは、2023年1月末より2023年4月まで【23】さんのシフトを担当したが、その間に10回担当し、そのうち居宅に上がったのは、ただの一度もなかったと証言している。また、その際に【23】さんのご自宅と【G】事業所間を社用車で送迎したのは、【3】代表であったと証言している。

(エ) 事業所で利用者を預かることは、移動支援には該当しない。これも全国共通ルールであり、障害福祉サービスを営む事業者には周知の事実である。相模原市であっても説明するまでもなく当然にそうになっている。事業所は移動支援の目的地にはならないし、出発地にもならない。ましてや、利用者を事業所で預かっている時間を移動支援として請求するなど不正以外のなにものでもない。

(オ) 福祉基盤課は、請求人が【23】さんの居宅介護に係る不正となる不実の記録について、上記（ア）の事実を示す資料や社用車の運行記録などを証拠資料として上申したにもかかわらず、ろくな調査を行うことなく、不正は存在していないと結論付けた。

エ 【25】さん

(ア) 【25】さんについては、【A】の方針として、【D】だけが一貫して請求に用いられており、入浴介助の居宅介護が行われてきた。しかしながら、実際には、前述のとおり【F】【G】事業所で、【4】サービス提供責任者の指揮監督下で行われた業務であった。書類の作成と保管も同事業所で行われており、その請求はまったくのデタラメであった。

運行記録に記載のあるヘルパーが担当していた。

(イ) 土日には、遠出の外出が企画されることもあり、その請求は、居宅介護と移動支援を用いて2時間区切りで切り分けるデタラメの請求であった。

(ウ) 請求人は、指定障害福祉サービスである居宅介護に係る不正の容疑であるから、当然に福祉基盤課が相模原市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に則り厳密な業務監査を【D】に対して実施して、今度ばかりは不正と事実認定するだろうと考えたが、そうはならなかった。

(エ) それは、福祉基盤課もまた、現場のヘルパーにはいっさい調査をしないか、【26】ヘルパーに対して行ったように片言の言質をとって、都合よくつなぎ合わせるような手口を用いて、不正はなかったというストーリーに落とし込む

ことをだけを行ったからである。

(オ) そもそも、【1】氏本人の証言と、記録の不備がない点だけをもって、事業所は適法に存在していたと事実認定するのであるから、このようなことは福祉基盤課としては朝飯前というわけであった。

オ 犯罪者の片棒担ぎを行う公務員

(ア) 高齢・障害者支援課の職員を除く頭書きに挙げた職員らは、公費を頂きながら、国の指定障害福祉サービスである居宅介護についてさえ、必死になって虚偽の事実を捏造し、犯罪者を庇う無様な姿をさらしているが、これらは現場を長く担当したヘルパーに少しでも尋ねればすぐばれてしまうまったくお粗末な嘘である。

(イ) 高齢・障害者支援課の職員を除く頭書きに挙げた職員らが行ったこれらの処置は、杜撰を通り越して不可解かつ不合理で不公正かつ非民主主義的であり、なにより相模原市民の期待に反する裏切り行為である。「調査の過程はお答えすることはできない。」という発言は、【53】職員および【54】職員より何度か聞かれたが、これを盾しており、何か【A】を守らないといけない事情が裏にあって故意に犯人を隠避した疑いとともに、【A】に利益をもたらし、相模原市民に損害をもたらしたものであるから、公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務違反および任務懈怠にも該当し地方公務員法第30条に違反して違法であり、さらには刑法上の背任の疑いがもたれる。

(12) 刑事訴訟法第239条第2項

ア 刑事訴訟法第239条第2項によれば「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」となっている。

イ 頭書きに挙げた職員らはこの条文をまったく軽んじており、他市であれば、ど

う見ても「不正」と事実認定され、「刑事告訴も検討し、神奈川県警と相談中である。」とされるはずの本件について、これまでのところ都合が悪くなると「相模原市には相模原市のやり方がある。」または「調査の過程はお答えすることはできない。」等の逃げ口上を繰り返し、相模原市民の大切な福祉に係る公金を騙し取る犯罪者を必死になって庇うという誠に嘆かわしい姿しか見せていない。

ウ 頭書きに挙げた職員らが行った上記イのような処置が、法令順守を求める地方公務員法第32条違反に該当することは、言うまでもない事である。

(13) 求める措置

ア 請求に係る行為の事前防止に必要な措置

- ①本件を踏まえた実地指導および監査における現場のヘルパーに対する聞き取り調査の強化
- ②指定障害福祉サービスおよび地域生活支援事業を問わず、100万円を超える請求の過誤が発見された場合には、現場を担当したなるべくベテランを選ぶことを条件とするヘルパー複数名に対する聞き取り調査の義務化
- ③地域生活支援事業についても必要な場合には監査を可能とする法整備
- ④実地指導から監査への速やかな移行を可能にする条件の整備
- ⑤紙のサービス提供報告書の復活させ、様式を変更して備考欄を平塚市のように大きくして目的地等の記載を義務化し、5年間の保存の義務も復活させる
- ⑥本件を踏まえた相模原市障害者等移動支援実施要綱改正（設備、人員、運営要件等の追加など）
- ⑦本件を踏まえた相模原市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱の改正
- ⑧本件を踏まえた処遇改善加算支給条件の厳格化
- ⑨本件を踏まえたサテライト事業所の要件整備、申請義務化および実地指導の実施
- ⑩ガイドライン、Q & A、しおり等広報の整備
- ⑪福祉基盤課と高齢・障害者支援課の統合と再編成
- ⑫上記①～⑪が十分にできないのであれば、政令指定都市の返上

イ 事後的是正に必要な措置

- ①本件不正には【Ｂ】および相模原市の福祉に係る部局の関与が強く疑われるため、本件に関する第三者委員会の設置
- ②請求人が提出した上申書を踏まえた現場を担当したベテランヘルパー（元ヘルパー含む）に対する対面による聴き取り調査の実施
- ③市議会で百条委員会の設置
- ④不正のプレスリリース
- ⑤犯罪の容疑者の刑事告訴（詐欺、背任、犯人隠避等）
- ⑥地方公務員法に基づく懲戒処分（３０条および３２条違反）

ウ 怠る事実を改めるために必要な措置

- ①本件を踏まえた実地指導および監査における現場のヘルパーに対する聞き取り調査の強化
- ②指定障害福祉サービスおよび地域生活支援事業を問わず、１００万円を超える請求の過誤が発見された場合には、現場を担当したなるべくベテランを選ぶことを条件とするヘルパー複数名に対する聞き取り調査の義務化
- ③地域生活支援事業についても必要な場合には監査を可能とする法整備
- ④実地指導から監査への速やかな移行を可能にする条件の整備
- ⑤紙のサービス提供報告書の復活させ、様式を変更して備考欄を平塚市のように大きくして目的地等の記載を義務化し、５年間の保存の義務も復活させる
- ⑥本件を踏まえた相模原市障害者等移動支援実施要綱改正（設備、人員、運営要件等の追加など）
- ⑦本件を踏まえた相模原市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱の改正
- ⑧本件を踏まえた処遇改善加算支給条件の厳格化
- ⑨本件を踏まえたサテライト事業所の要件整備、申請義務化および実地指導の実施
- ⑩ガイドライン、Ｑ＆Ａ、しおり等広報の整備
- ⑪福祉基盤課と高齢・障害者支援課の統合と再編成

⑫上記①～⑪が十分にできないのであれば、政令指定都市の返上

エ 相模原市が被った損害の補填に必要な措置

- ①地方公務員法に基づく懲戒処分（給与・賞与カット等）
- ②本件のような悪質な不正を侵した者または犯罪者に対する損害賠償請求
- ③時効になっていない不正に支払われた相模原市民のお金の回収。
- ④相模原市が不正に支払った【F】に対する相模原市民のお金の回収。

2 監査委員に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

（１）専門性

【A】CEOを名乗り、グループ各社の代表でもある【3】、グループ各社で参謀役を務め、自身の行政書士事務所（【27】行政書士事務所）を【A】総括本部とし、その総括本部長である行政書士【13】および現場で指揮監督をふるう実行犯である【F】【G】事業所長兼管理者兼サービス提供責任者【4】には、順法精神が皆無であり、バレなければ何をしてにもかまわないという考えの持ち主のために、介護に係る給付金の受給に関する不正が大胆かつ多岐に及んでおり（別紙事実証明書1）、福祉分野の諸制度に詳しい専門家による監査が必要とされる。

（２）労働法

ア 【A】CEO【3】は、労働法についてもまったく遵守するつもりがなく、数々の違反を行い、神奈川労働局および相模原労働基準監督署もその事実を重く受け止めている（別紙事実証明書1）。

イ 【C】の利用者に係る7.5時間の移動支援事業について、【3】CEOが相模原市に対して行った説明によれば、【D】は労働契約締結時に労働者に対する説明を一切しないままに神奈川労働局に対する無許可の労働者派遣事業を【F】に対して行っていたことになるが、現在は、横浜にある【P】の人員を神奈川

労働局に無許可で派遣して、【G】事業所の【4】サービス提供責任者の指揮下において、木曜日の午後と土曜日に【C】の移動支援業務を行わせている。

ウ 相模原市高齢・障害者支援課が令和6年5月7日以降に行った移動支援事業に関する実地指導に対しては、【A】【3】CEOは一方で労働者に対する指揮監督は【F】にあった事実を認め、他方で「【D】に登記と雇用があったからこれまで（※創業以来すべての請求で）間違えて請求してしまった。」という旨の主張をし、相模原市はそれを丸呑みにして（または口裏を合わせ）そのままの説明を請求人に対して口頭で行い、説得しようとした。しかしながらそのような屁理屈は、【A】および相模原市健康福祉局の外に一步出た先にある世間では、まったく通らないことを示すために、労働法の分野にも明るい監査人が必要とされる。

エ 処遇改善加算の不正受給については、その受給の要件として厚生労働省より労働法の遵守や処遇改善加算を踏まえた就業規則の作成および従業員への周知ならびに処遇改善計画書を用いた職員への周知が支給の前提条件になるとして文書で明示されているが、【F】は2005年の創業以来、そのいずれも実施しないままに申請書類にデタラメのチェックマークを入れて、最後に上記の事実間違いのない旨の虚偽の誓約をし、請求し続けてきた事実が明らかになったにもかかわらず、相模原市福祉基盤課は、【F】に対して返金請求を行っていない。この問題に適切に対処するためにも労働法に明るい監査人が必要とされる。

（3）広域性

移動支援に係る給付金の不正受給に関する被害は、相模原市だけでなく、横浜市、平塚市、川崎市および伊勢原市と広域におよんでおり、より厳密かつ客観的な調査が必要とされる。

（4）大規模

ア 【B】

(ア)【B】が運営する【C】の利用者のサービス等利用計画を作成している寸沢嵐地区に存在する【Q】を運営する【B】は、同計画書の「提供事業者名（担当者名）」欄、付属書類となる申請者の現状の「2. 利用者の状況 社会関係図」および「3. 支援の状況」欄ならびに週間計画表にしっかりと【D】とその管理者兼サービス提供責任者である【1】氏の名が刻まれており（別紙事実証明書2）、その存在が明確に位置付けられていた事実を知っていたのであるから、当然にその事業所の存在と役割分担について詳細に把握しており、同時に、【C】にお住まいの利用者に係る専ら土日祝日の余暇活動を目的とした7.5時間の移動支援事業については、実際には、【F】単独で行われていた事実を知らながら、グループホームの職員に対しては、介護に係る給付金の請求書の根拠となり5年間の保管義務がある【F】および【D】に分かれた2枚のサービス提供報告書のあらかじめ2時間間隔に分割して記載された欄に、グループホームで保管する利用者印を4つ押印させる業務を指示し、【A】と事前に示し合わせた通りの虚偽の事実を証する文書を捏造し、その不正請求を幫助した。

(イ) また、【B】は、【3】が理事長を務める【A】に所属する【H】が運営する福祉タクシー事業についても、【F】および【D】に所属するヘルパーに業務として運転させている事実を知らながら、その時間をサービス提供報告書より控除させることなく、グループホームの職員に対しては、グループホームで保管する利用者印を押印する業務を指示し、その不正請求を幫助した。

(ウ) 【C】にお住まいの利用者の余暇活動としての移動支援事業については、表向きは【F】および【D】による2時間ごとのサービス等利用計画あるいは移動支援計画であったにもかかわらず、【B】が毎週【F】【G】事業所だけに宛てて送信した「ヘルパー外出希望 & 持ち物チェック表」というタイトルのFAXまたは電子メールの内容は、朝方から夕方までの7.5時間の支援1回だけを前提としたものであった。請求人が【13】氏に不正について指摘した結果か否かは定かではないが、令和5年10月以降は1回の外出支援が計画通りの2時間に変更され、時間帯が3つに分割されたことが「ヘルパー外出希望 & 持ち物チェック表」にもただちに反映され明記（※）されたが、【B】が

【F】【G】事業所だけに宛てて送信する同タイトルの1枚のFAXまたは電子メールにより利用者が希望する支援内容の予定の通知業務が処理される事実に変更はなかった。

※①②③と記載され、間となる②に【D】を挟むスケジュールとなった。

(エ) 以上のとおりであるから、同法人には不正受給および詐欺犯について共犯としての関与が強く疑われる。記録ノートの古いもの（2010年開始当初のもの）には【28】元園長のものと思われる確認の印鑑も見られる。

※【28】氏は2009年に同園に勤務し、2016年より園長に着任した。

(オ) 不可解なことに【B】は、6500万円の請求の過誤が相模原市長によって公にされた現在も、山間部で交通の便が非常に悪いにもかかわらず、2時間以上の外出支援については【A】【3】CEOの経営方針として一貫して断っている【F】だけに、利用者の余暇活動としての移動支援事業を行わせている（別紙事実証明書3）。

(カ) あくまでも契約を行うのは事業者と利用者またはその法定代理人であるが、【C】の場合には、利用者と事業所の間に入る相談支援専門員（※高齢者介護のケアマネージャーに相当）は【B】の職員であり、なおかつ、本件について利用者のご家族に対する説明をまったく行っておらず（不当な圧力）、それは建前にすぎない。握りつぶすことのできる立場におり、現に握りつぶしており、その犠牲者は、事業者間の都合で外出の選択肢を奪われ、以前のように週末を個性的かつ活動的に楽しく過ごすことのできなくなった利用者である。

イ 相模原市健康福祉局

(ア) 相模原市は上記ア（ア）のサービス等利用計画を承認しており、【D】および【1】氏の役割について容易に知る立場にあるにもかかわらず、請求人が第一報を口頭で入れた令和5年10月2日より、請求人が【1】氏の名をWAM

NETで突き止めて、厚生労働省および神奈川県の関係部局ならびに相模原市および関係各市に対して令和6年5月7日に同時に上申するまで、相模原市福祉基盤課と高齢・障害者支援課は不正の核心となる【D】および【1】氏に対して実地指導あるいは監査等積極的な動きを一切見せることをしなかった。

(イ) 同日請求人が同日付の上申書を提出した際に受け付けを行った高齢・障害者支援課【53】氏に【1】氏について尋ねたところ、【53】氏は同氏について「まったくその方については存じておりません。」と答えた。

(ウ) そもそも相模原市が、【D】【E】事業所で管理者兼 サービス提供責任者とされる【1】氏を交えた実地指導を定められたとおりに定期的にしっかりと行っていたら、書類がまったく整備されていない、同氏には業務に必要とされる知識がまったく備わっておらず話の辻褄が合わないなど不自然な点に気づいていたはずである（別紙事実証明書4）。

(エ) 相模原市福祉基盤課および高齢・障害者支援課は、5年で6500万円という巨額な請求の過誤として本件を認めているにもかかわらず、あえて現場を担当したヘルパー（※）に対する聴き取り調査をまったく行っていない。

※2010年開始当初より職長を務めている【6】【C】移動支援事業リーダーにさえまったく対面調査を行っていない。相模原市市議会議員【29】氏が同課に対してヘルパーに対する聴き取り調査をまったく行わないことについて糺した直後の令和6年2月15日に、【C】へ提出する移動支援に係る連絡ノートの有無について高齢・障害者支援課【53】氏に電話で尋ねられたきりであると【9】職長は証言している。

(オ) 【F】および【D】に10年在籍しており、かつ、大量の客観的事実を示す証拠資料（別紙事実証明書1）を添付した上申書を用いて請求人が内部告発として公益通報した、巨額な介護に係る給付金の不正受給が容易に見積られる白昼堂々のあからさまな手口による本件について、以上のような、あまりにも消極的で不自然かつ不可解な対応が相模原市福祉基盤課および高齢・障害者支

援課に見られたことにより、【C】にお住まいの利用者の余暇活動としての移動支援事業が開始された2010年当初より相模原市福祉基盤課、高齢障害者支援課、さらには地域包括ケア推進部および健康福祉局レベルで本件の不正に関与していた事実がいっそう強く（※）疑われる。

※当時の事情を知るヘルパーのそのような証言も存在している。

（５）巨額

被害総額としておよそ10億円が想定される（別紙事実証明書1）。

（６）特殊性

本件介護に係る給付金の不正受給および詐欺犯については、幫助犯も含め複数の法人（相模原市を含む）が関与しており、悪質かつ巧妙で刑事事件として組織犯罪防止法の適用が必要とされる。さらに、冒頭に挙げた相模原市の職員には背任および犯人隠避の容疑も存在している。

3 請求者

住所 略

氏名 略

連絡先 略

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和7年2月12日

相模原市監査委員あて

備考

地方公務員法

（服務の根本基準）

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

。

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

別紙

別紙事実証明書 1 上申書および告訴・告発状

別紙事実証明書 2 公文書公開請求書等 【C】利用者 サービス等利用計画書
作成：【B】

別紙事実証明書 3 公文書公開請求書等 【D】の事業廃止届出書

別紙事実証明書 4 公文書公開請求書等 【D】に対する相模原市健康福祉局の実地指導

（書面の内容は、令和7年2月12日に提出された相模原市職員措置請求書を原文のまま記載した。）

事実証明書類（添付省略）

1 上申書および告訴・告発状

2 公文書公開請求書等（【C】利用者 サービス等利用計画書）

- 3 公文書公開請求書等（【D】の事業廃止届出書）
- 4 公文書公開請求書等（【D】に対する相模原市健康福祉局の实地指導）

(令和 7 年 3 月 3 日付けで提出された追加資料①)

令和 7 年 3 月 3 日

相模原市監査委員会 御中

令 7 年 2 月 1 2 日付け相模原市職員措置請求書の追加資料①

請求人 略

1 相模原市職員が行った移動支援事業申請手続きに係る虚偽説明

(1) 令 7 年 2 月 1 2 日付け相模原市職員措置請求書（以下、「本文」とする。）頭書きに挙げた職員らは、相模原市の移動支援事業については、相模原市が定めた要綱にさえ従っていればよく、要綱にはサービス提供責任者および運営規程についてはとくに記載がないから、それらが整備されていなくても問題ないと主張し、それを前提として、【D】が移動支援事業者として相模原市緑区【E】事業所を拠点として事業を行ったとし、同社が相模原市および近隣各市へ行ったその請求に係る請求人が令和 5 年 1 0 月 2 日より相模原市福祉基盤課および高齢・障害者支援課へ何度も足を運んで訴えている不正の疑惑について、特にそのサービス提供責任者や管理者を調べる必要性はなかったと、現在も主張している（事実証明書 5－1～4）。

(2) しかしながら、相模原市が令和 3 年 1 2 月 1 日付けで出している移動支援事業に関する「新規指定申請の流れについて」という文書（事実証明書 7－1～2）によれば、指定の要件（基準）について、次のように記載されている。

指定事業者になるためには、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び市要綱で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たさ

なければなりません。

例えば ・ 申請者が法人であること

- ・ 法人の定款等の目的に「地域生活支援事業」を行う旨を位置付けること

※指定を受けようとするサービスが正しく定款に位置づけられていないと指定できませんので、障害福祉情報サービスかながわに掲載の「定款の記載例」を必ず参照してください。

- ・ 基準に規定されている必要な人員等を備えていること

※「基準を知りたい」というお問い合わせはお受けしかねます。基準等の内容をご自身で十分確認し、また、不明な点をご自身でよく調べるなどして十分に理解してください。

基準の確認方法…「障害者総合支援法六法」等の一般書籍や「相模原市障害者等移動支援実施要綱」などで確認してください。

(3) 運営規程、管理者およびサービス提供責任者について

ア 運営規程とは

重要事項説明書は運営規程の内容に基づいて作成されなければならない。利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければならない。記載内容については見直しの都度更新を行わなければならない（事実証明書6）。

イ 管理者とは

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所び従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う（事実証明書7－3～4）。

ウ サービス提供責任者とは

サービス提供責任者は、事業所に対する移動支援サービスの利用申込に係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、移動支援計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明する（事実証明書 7－3～4）。

（4）そのほか、移動支援事業の指定を受けるための申請書類を見ても、運営規程と管理者およびサービス提供責任者の設置を前提とするものとししか考えられない記載例が、相模原市により掲げられている（事実証明書 7－3～4）。

（5）同じく神奈川県下の政令指定都市である、横浜市および川崎市においては、移動支援事業の指定の要件として運営規程の制定ならびに管理者およびサービス提供責任者の設置等人員、設備及び運営に関する基準を満たすことが明文をもって求められている（事実証明書 8－1～10－3）。

（6）以上により、上記（2）に示した相模原市の記載に従えば、相模原市においても、要綱ばかりではなく、障害者総合支援法第 43 条が定め、それを受けて制定された、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に従って、移動支援事業所もまた整備されていなければ、相模原市より指定がおりず、その要件が満たされなくなった場合には、指定の取り消し原因となることは明白である（事実証明書 10－1～3）。

（7）このように現実には、移動支援事業の指定についても、例外なく、運営規程の提出を求め、管理者およびサービス提供責任者の設置を求める運営を相模原市として行っているにもかかわらず、本件に関して相模原市健康福祉局は、頑なに虚偽の説明を請求人に対して行っている。

（8）ここに、請求人が本文で主張を行ったとおりに、本件不正について相模原市健康福祉局が故意に【D】に係る不正の隠蔽をしようとしている事実が公式の明文をもって証明された。

(9) 本文頭書に挙げた職員らは、相模原市民を裏切って、【A】および【B】が共謀して行った本件不正に事前あるいは事後にそれぞれ役割をもって加担し、相模原市民に対して本文に記載の大損害を与えているのだから、地方公務員法第30条および第32条違反による懲戒処分は当然として、それぞれ刑法に従って、組織犯罪防止法、詐欺、背任あるいは犯人隠避の罪により刑事告訴されるべきである。

2 相模原市の移動支援事業における不正および監査の定義について

(1) 本件に関する高齢・障害者支援課の説明

相模原市高齢・障害者支援課は、本件については不正は存在していないと、請求人、および、相模原市議会議員のもとよしみ氏が令和6年12月18日にの行った一般質問に対して市長が回答する形により相模原市民に対して説明を行った。

(2) 相模原市高齢・障害者支援課が実地指導の際に用いる論理

ア 不正の定義の不存在

請求人に対しては、要綱には不正についての記述は存在するが、何をもって不正とみなすかまでは定義されていないと回答した。

イ 過誤と不正の違いの定義の不存在

また、実地指導の中で「間違えた。」と主張された場合には、もはや、それを不正ということはできないと、請求人に対しては回答した。

ウ すべての要綱に記載がある限りのことしかできない

要綱に記載されていることがすべてであるから、要綱に記載がないかぎ

り、相模原市には何ら意味を持つことはなく、責任もなく、業務として要綱に記載されていること以上のことを職員として行う必要はない。

(3) 障害者総合支援法第48条第1項および相模原市障害者等移動支援実施要綱

ア 障害者総合支援法第48条第1項

第48条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者(以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

イ 相模原市障害者等移動支援実施要綱第23条

第23条 市長は、移動支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、指定移動支援事業者若しくは指定移動支援事業者であった者若しくは指定移動支援事業所の従業者であった者(以下「指定移動支援事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、指定移動支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定移動支援事業所について設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

ウ 比較

(ア)「立ち入る」という文言の存否

上記アおよびイの違いとしては、「立ち入る」という文言が要綱には存在しない程度の違いしかなく、設備、帳簿書類その他の物件の検査は事業所に立ち入らないことにはすることができない事実からすれば、その文言がないからといって、立ち入ることはできないと解する余地はない。したがって、要綱は、相模原市の担当職員が行うべき同じ業務内容を定義しているとみなされるべきである。

(イ) 法定拘束力の存否

条例や規則は地方自治体が制定するもので法的拘束力をもつが、要綱は地方自治体が内規を定めたものにすぎず、法的拘束力は存在しない（事実証明書 11）。

(4) 障害者総合支援法第 48 条第 1 項は実施指導および監査について定めた法文として、国により定義され、通達されているから（事実証明書 12-1～2）、相模原市障害者等移動支援実施要綱第 23 条もまた、実地指導および監査についての規定と解するべきである。

(5) そして、そもそも、厚生労働省の上記（4）の通達の中においても、請求の誤りと不正の違いなどくに定義されていない。

(6) したがって、相模原市高齢・障害者支援課が請求人に対して行った、移動支援事業については要綱の中に不正についての記述は存在するが、何をもって不正とみなすかまでは定義されていないから、監査を行うことはないという説明はただの怠慢でしかなく、責任放棄の詭弁でしかない。また、不正と請求の過誤の違いとは、詰まるところ、故意性の事実認定の問題であり、それは、コンビニエンスストアのアルバイトにさえ、社会常識さえ備えていればできることである。よって、「実地指導の中で、「間違えた。」と主張された場合には、もはや、それを不正と言うことはできない」などという説明もまた、ただの怠慢でしかなく、責任放棄の詭弁でしかない。

(7) 要綱には法的拘束力は存在しないが、それによって職員の怠慢や不正への加

担が免責されるものではないことは言うまでもないことである。

(8) 小結

本件を見る限りにおいて、相模原市高齢・障害者支援課および福祉基盤課には相模原市民の財産を預かっているという自覚がまったくみられず、その保全に関して無責任で、やる気がなく、さらに、恣意的かつ不公正に相模原市民の財産を運用している。現在の相模原市高齢・障害者支援課および福祉基盤課は、数十億さらには数百億円という規模の相模原市民の財産の運用を任せるに足りる組織とはなっていない。それを不問とし、あるいは、黙認して易々と決済している地域包括ケア推進部長、健康福祉局局長、および本村市長の監督責任は免れない。

3 【8】様および【23】様に係る不正に関する補足資料

(1) 令和6年7月11日付け公文書公開請求

令和5年6月分の【F】が相模原市に対して請求した居宅介護の請求と受領に係る公文書を取り寄せたので、証拠として提出する。居宅介護が行われる時間帯によって、【8】様と【23】様の請求金額が特定できており、単月で【8】様については93万8332円、【23】様については5万4457円の請求と受領が行われている(事実証明書13-1~4)。

(2) 【7】氏の令和5年6月分のメモ

【7】氏が【8】様を担当した日は、同氏の手書きの予定表兼メモ書きによれば、16:00~19:00の時間帯(※15:30~となっているが、【G】事業所集合時間で、給料が発生した算定時間は16:00からであった。)で、1日、2日、7日、8日、14日、16日、21日、22日、23日、28日、29日、30日となっており、もれなく同月に【F】のよる相模原市に対する居宅介護事業に係る請求と受領が行われている。本文にも述べたが、同氏が【8】様宅に上がって居宅介護の行ったのはただの一度きりであり、今回の令和5年6月分の12回を足すと72回(※前回は令和5年6月分を除いて60回の集計であった。)担

当して、居宅に上がったのは1回きりであったことになる（事実証明書 14）。

（3）平成30年～平成31年の運行記録

平成29年～平成31年の期間における、【R】および【S】という社用車の運行記録によれば、この時期には朝方の現在と同じ時間帯と午後15：00～16：00に同様の業務が行われていた事実を読み取ることができる（事実証明書 15、16）。

4 福祉タクシーに係る不正に関する補足資料

（1）相模原市が実施する移動支援事業については、他市同様に、ヘルパーが業務中に運転した場合には、移動支援に関するガイドヘルプサービス費を請求しえないことを示す資料として、改めて、公開資料である相模原市障害者等移動支援事業サービス提供実績報告書の記載例を示す。こればかりは事業者が知らないはずのない全国共通ルールとなる事実である（事実証明書 17）。

（2）そればかりでなく、【A】は、事業計画として、グループ会社である福祉有償運送事業を行う【H】を通じてタクシー券を用いた二重請求を相模原市に対して行っており、こればかりは相模原市健康福祉局を一步出た世間ではまったく通用することなく、直ちに警察へ突き出される、明白なる詐欺である。この事実を相模原市高齢・障害者支援課は請求人の内部通報により、知りながら、あろうことか、不問としている。近隣各市にも同様の請求を行っているので、その各市も含めた被害総額としては【C】の7.5時間の移動事業だけで、12年間でおよそ5千万円が想定される。

（3）相模原市のタクシー券は事業者名のみを記載して、高齢・障害者支援課へ提出するだけで、登録のある事業者の口座へ定期的に入金するしくみとなっている（事実証明書 18）。

（4）【B】は、本来、お一人おひとりの利用者が使用すべき、相模原市のタクシー

券を札束のようにして、定期的に【F】【G】事業所の【17】所長宛てへ送り届けており、その引き渡し役として現場を担当したガイドヘルパーに【17】所長へということで帰りに手渡されることがあった。請求人も札束を受け取ったことがある。通常はヘルパーと利用者が2組でペアとなり1台の軽自動車に同乗する形が取られた。4組ペアで8人乗りの国産セレナで移動する場合もあった。このように、【F】の経営効率を最優先して、お一人おひとりの利用者のご希望、ご要望を無視した移動支援計画が両法人の共謀により立てられて、実行された。

(5) 時には、ガイドヘルパーが運転する1台で2組による移動支援の最中に、5人目を自宅へ送り届けるような指示を【4】所長が行うこともあった。当然に多重の違反（不正）である（事実証明書 19－1～2）。

(6) 現在も、【B】が運営する生活介護施設である寸沢嵐地区にある【T】から三ヶ木にある【U】というレストランへのわずか2時間ほどの移動支援が、木曜日の午後に【F】独占という形により、【B】の段取りによって行われており、これはご本人やご家族が特に希望したものではなく、まったく上から押し付けた移動支援計画であって、本来、1か月に40時間の移動支援の支給量がありながら、このようなご本人のご希望、ご要望を無視した移動支援を勝手に利用者へ押し付けて、外出の機会を奪っており、【B】には経済的虐待の疑いが持たれる不適正な事案というべきである。

以上

別紙

別紙事実証明書 5－1	反訳文	通話記録	【5】－支援課【53】	令和7年2月 17日①
別紙事実証明書 5－2	反訳文	通話記録	【5】－支援課【53】	令和7年2月 17日②

別紙事実証明書 5－3	反訳文 通話記録 【5】－基盤課【54】	令和7年2月 20 日
別紙事実証明書 5－4	反訳文 通話記録 【5】－基盤課【54】	令和7年2月 25 日
別紙事実証明書 6	運営規程（各事業）	大阪市 令和6年12月27日
別紙事実証明書 7－1	地域生活支援事業 指定申請・届出等について	相模原市
別紙事実証明書 7－2	新規指定申請の流れについて	相模原市 令和3年12月1 日
別紙事実証明書 7－3	移動支援事業 申請書類、添付書類	相模原市 令和3年 2月22日
別紙事実証明書 7－4	障害福祉情報サービスかながわ 運営規程（作成例）	相模原市
別紙事実証明書 8－1	横浜市地域生活支援サービス費支給等に関する規則	
別紙事実証明書 8－2	横浜市障害者移動支援事業実施要綱	令和6年3月21日 改正
別紙事実証明書 8－3	【申請書類一覧】新規登録時	横浜市 移動支援事業
別紙事実証明書 9－1	川崎市障害障害児・者移動支援事業実施要綱	令和6年6 月1日改正
別紙事実証明書 9－2	新規指定申請に必要な申請書等	川崎氏 移動支援事業
別紙事実証明書 10－1	障害者総合支援法 第42条～43条	
別紙事実証明書 10－2	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営基準	
別紙事実証明書 10－3	相模原市 事業および施設の人員、設備及び運営基準条例	
別紙事実証明書 11	条例と規則について	埼玉県川口市
別紙事実証明書 12－1	障害者総合支援法 第47条～49条	
別紙事実証明書 12－2	指定障害福祉サービス等の指導監査について	障発 0123 第2号0
別紙事実証明書 13－1	公文書公開請求書等 【F】の居宅介護事業に係るサービス提供実績記録票に相当する情報	令和5年6月分

別紙事実証明書 13-2	障害福祉サービス費等の報酬算定構造	居宅介護サービス費
別紙事実証明書 13-3	分析と抽出	【F】 居宅介護 令和5年6月分
別紙事実証明書 13-4	13-3の拡大A2判	
別紙事実証明書 14	【7】ヘルパーの予定表兼メモ書き	令和5年6月分
別紙事実証明書 15	社用車運行記録	【R】 【F】
別紙事実証明書 16	社用車運行記録	【S】 【F】
別紙事実証明書 17	相模原市障害者等移動支援事業サービス提供実績報告書 (記載例)	
別紙事実証明書 18	令和6年度相模原市福祉タクシー利用券	
別紙事実証明書 19-1	反訳文 通話記録	【5】-【17】 令和4年10月15日
別紙事実証明書 19-2	スタッフ月間スケジュール表	令和4年10月 【30】

(書面の内容は、令和7年3月3日に提出された相模原市職員措置請求書の追加資料①を原文のまま記載した。)

事実証明書類(添付省略)

- 1 反訳文 通話記録 令和7年2月17日①
- 2 反訳文 通話記録 令和7年2月17日②
- 3 反訳文 通話記録 令和7年2月20日
- 4 反訳文 通話記録 令和7年2月25日
- 5 運営規程(各事業) 大阪市 令和6年12月27日
- 6 地域生活支援事業 指定申請・届出等について
- 7 新規指定申請の流れについて 相模原市 令和3年12月1日
- 8 移動支援事業 申請書類、添付書類 相模原市 令和3年2月22日
- 9 障害福祉情報サービスかながわ 運営規程(作成例) 相模原市
- 10 横浜市地域生活支援サービス費支給等に関する規則
- 11 横浜市障害者移動支援事業実施要綱 令和6年3月21日改正
- 12 【申請書類一覧】新規登録時 横浜市 移動支援事業
- 13 川崎市障害障害児・者移動支援事業実施要綱 令和6年6月1日改正
- 14 新規指定申請に必要な申請書等 川崎氏 移動支援事業

- 15 障害者総合支援法 第 42 条～43 条
- 16 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営基準
- 17 相模原市 事業および施設の人員、設備及び運営基準条例
- 18 指定障害福祉サービス等の指導監査について 障発 0123 第 2 号 0
- 19 公文書公開請求書等 【F】の居宅介護事業に係るサービス提供実績記録票に
相当する情報 令和 5 年 6 月分
- 20 障害福祉サービス費等の報酬算定構造 居宅介護サービス費
- 21 分析と抽出 【F】 居宅介護 令和 5 年 6 月分
- 22 13－3 の拡大 A 2 判
- 23 【7】ヘルパーの予定表兼メモ書き 令和 5 年 6 月分
- 24 社用車運行記録 【R】 【F】
- 25 社用車運行記録 【S】 【F】
- 26 相模原市障害者等移動支援事業サービス提供実績報告書（記載例）
- 27 令和 6 年度相模原市福祉タクシー利用券
- 28 反訳文 通話記録 令和 4 年 10 月 15 日
- 29 スタッフ月間スケジュール表 令和 4 年 10 月

(令和7年3月10日付けで提出された追加資料②)

令和7年3月10日

相模原市監査委員会 御中

令7年2月12日付け相模原市職員措置請求書の追加資料②

請求人 略

1 請求の追加

(1) 【A】は、障害者総合支援法上の法定の研修および委員会（およびその決議の周知）をまったく行っていない。この件について請求人は、令和7年3月7日午後2時3分ごろの電話の中で、担当の相模原市福祉基盤課【54】職員に対して内部告発となる公益通報を行った（事実証明書20）。

(2) 仮に、文書で法定の研修および委員会を行ったとする証拠が存在するとすれば、グループの文書担当の行政書士【13】が通常業務として捏造したものに過ぎない。

(3) したがって、指定障害福祉サービスとなる居宅介護については、減算対象の原因となるから、不正請求または請求の過誤として、少なくとも【F】および【D】に対しては、相模原市より返金を求めるべきである。

(4) その際には、相模原市は相模原市指定障害福祉サービス等監査等実施要綱に従って実地指導あるいは監査を行われなければならないが、記録については【13】の捏造によって整合性は取れているのであるから、これまで同様に、書類だけしか調査することなく、現場の従業者（ヘルパー）については調査を行わないとする相模原市福祉基盤課の不可解かつ相模原市民には迷惑で不利益なばかりの実務

上の監査方針によれば、これも不正とはならないことは、あらかじめ決まっていることである。

(5) 請求人が【8】様や【23】様、【25】様について取り上げた【I】の居宅介護の記録が捏造であったことについて、福祉基盤課が、しっかりと現場を担当した従業員を複数含めた客観的な調査を行っていれば、その記録物がまったく事実無根であったことがとっくに事実認定されていたはずで、その他の記録物となる研修および委員会の未実施についても当然に調査が波及すべきところ、不可解なことにまったくといってよいほどに必要な調査を行わなかったのであるから、この損害もまた、高齢障害者支援課を除く頭書き職員らの怠慢によって、相模原市民の被った損害として認定されるべきである。

2 相模原市市議会議員議【31】氏に対する請求人のメモ

(1) 令和6年12月24日に福祉基盤課および高齢障害者基盤課合同の請求人に対する本件の説明会が行われる予定であったが、1か月以上前に候補日を挙げて立会人として依頼し、了承を得て開催日の決定に至った経緯のある、相模原市議会議員【31】氏の突然の欠席があり、請求人の体調不良も重なって、このままでは、証人なしで一方的に両課より戯言ばかりを話されて、これで禊は済ませたとされるだけの会となることは目に見えており、そのような会を開いても意味がないので、中止とした。

(2) その際に、準備した資料は本請求の下書きとなったもので、本件が端的によく分析され、重要な論点が含まれているので、事実証明のために資すると判断したので提出する（事実証明書21）。

3 【B】の共謀

(1) 4分割に対する故意

ア 【B】は、【Q】を通じて、【C】にお住まいの利用者のサービス等利用計画を作成しており、そこには、あらかじめダミー会社である【D】が組み込まれていた。

イ 【B】は【C】にお住まいの利用者のための土日祝日の余暇活動となる移動支援事業が開始されて以来、ただの一度も【D】が事業所として活動した事実がないことを知っていたにもかかわらず、グループホームの職員に指示して、あらかじめ【F】【G】事業所で【4】管理者兼サービス提供責任者の指示により作成されて準備され、翌月初めに同様に指示を受けたヘルパーによりグループホーム内に持ち込まれた相模原市および近隣各市の定められた書式で作成されたサービス提供（実績）報告書の、【F】および【D】の2枚に分割され、その中でさらに2つに分割された4つの欄に、利用者より預かる利用者印を4つ押印し続けた。これもあらかじめ事業計画として組み込まれおり、機械的に12年間にわたり業務命令として淡々と継続して行われた。

ウ アおよびイの事実より、【A】は、【B】の幫助となるカモフラージュを得て、安心して、不正な請求を相模原市および近隣各市の目を欺いて行い続けることができたことと事実認定することができる。これらの行為は、【A】と【B】の共謀による行為であった。

エ 経済的虐待

法定代理受領とは、利用者に対する給付金について、事業者が利用者より無報酬により委任を受けて代理権を得て受領するというものである。したがって、一時的には利用者に所有権が移動して利用者の財産を事業者がお預かりしている時間帯があるのであるから、本来は利用者が受領することができない金員である事実を告知することなく、それをそのまま受任者として受領し、直ちに領得したのであれば、背任行為であり、それは障害者に対する経済的虐待というべきである。そしてそれを、【A】と共謀して行ってきた【B】も同罪である。

(2) タクシー券不正利用に対する故意

ア タクシー券は本来、利用者が福祉タクシーを利用して、その降車時に運転手に対する支払いに充てられるものであるから、利用者のお財布に所持金同様に収められていなければならないものである。運転手はその際には、領収証を交付しなければならないことが法的に義務付けられている。

イ しかしながら、【C】で利用者のために【A】を活用して行われていた土日祝日の余暇活動では、グループ会社【H】が福祉タクシーを担当し、その運転手には【F】のヘルパーが事業計画としてあらかじめ割り当てられていたにもかかわらず、誠に奇妙なことに出発時に【B】が準備した利用者よりヘルパーがお預かりするお財布には福祉タクシー券が収められておらず、道路運送法第10条に定めのある料金の徴収および旅客自動車運送事業運輸規則第10条第2項に定めのある領収証の発行行為が【A】の描いた事業計画上の業務の中にあらかじめ組み込まれていなかった。

ウ それどころか、【B】は、【C】に居住する利用者からお預かりしている貴重品となるタクシー券を未使用なままにまとめて紙袋に入れて、【F】【G】事業所【17】所長へ宛てて、土日祝日の移動支援を担当するヘルパーに対してグループホームの職員を通じて定期的に手渡していた。

エ イおよびウの事実より、これらの犯罪行為は、【B】と【A】の共謀により、事業計画として行われたと断定できる。

オ 経済的虐待

このような利用者よりお預かりする財産の不当な処分については、背任行為に該当し、したがって、障害者に対する経済的虐待行為であるから、令和7年3月7日午後2時23分ごろ相模原市福祉基盤課担当【54】氏と同日午後2時46分ごろ神奈川県庁福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課監査グループ

に対して電話で通報した（事実証明書 22, 23）。神奈川県にも通報したのは、相模原市がこれまでまったく、請求人が内部告発した【A】が行ってきた不正についていっさい認めることなく、したがって、障害者に対する経済的虐待についても認めることなく、無視（ネグレクト）を決め込んでいるためである。したがって、相模原市（健康福祉局）も障害者虐待の共犯である。

4 要綱と刑法のどちらが重要か？

（1）指定申請書

請求人が公文書公開請求により入手した、【F】および【D】の移動支援事業に係る指定申請書をおよび添付書類によれば、【D】の付表には「運営規程のとおり」の記載があり、そして管理者およびサービス提供責任者の存在が組織の必要な人員として定めがある運営規程が添付されており、その組織図には、サービス提供責任者が記載されていた（事実証明書 24）。

（2）政令指定都市としての責務

さらに、【A】は他市に対しても、グループ会社の移動支援事業の申請をほぼ同時に出しており、両社は、指定に係るより厳しい基準を設けている政令指定都市である川崎市および横浜市の基準（設備、人員および運営）もクリアしていたはずである。

（3）要綱と運営規程

要綱とは役所内の内規にすぎず、要綱には法的拘束力までは存在していない。であれば、事業所が定める運営規程も内規にすぎず、そもそも運営規程とは事業者が事業を行うにあたって利用者に重要事項を説明するために要綱の足りない部分を詳細に補った公的な取り決めなのであるから、両社が事前に定め、指定機関である福祉基盤課に提出した運営規程もまた要綱と同等のものとして、調査に際し

ては当然に重要視されるべきものとなるはずである。

(4) 高齢障害者支援課

しかしながら、相模原市高齢・障害者支援課は、請求人が内部告発として公益通報を行った【A】の移動支援事業に係る不正のうち、【C】の土日祝日の移動支援に関してのみ実地指導を行い、他の告発についてはほったらかしにし、「不正という文言は確かに要綱に出現しているが、何が不正かまでは、要綱に記載がない。」であるとか、「管理者、サービス提供責任者、運営規程および重要な事項を記した文書という文言は要綱には存在しないから相模原市の移動支援についてはそもそも必要とされておらず、したがって、調査しなくてもなんら問題とはならない。」であるとか、「人や組織については福祉基盤課の問題であって、高齢・障害者支援課には関係がない」などと述べて、運営規程を無視してその組織の不正を不問とし、ただ要綱に確かに記載のある記録物の整合性のみを問題として、【A】の代表である【3】またはその顧問弁護士【32】が述べた「登記と雇用があったから間違えた。」という言葉だけをもって、この不正を請求過誤として始末した。それらについて、現場を担当したヘルパーにはいっさい調査しなかった。令和6年10月2日には同課の窓口で調査不足を指摘した請求人に対して、「間違えたと言われたら、もはやどうしようもないじゃないですか。【5】さんが何か間違いをしたときにそれを不正と言われたらどうしますか？」などと高齢・障害者支援課【51】班長はあきれ果てる回答をした。詭弁に怒った請求人に対しては、迷惑行為だとか業務妨害になると右隣に座る【53】職員は警告した。

(5) 福祉基盤課

相模原市福祉基盤課は「移動支援事業所」の指定を行っておきながら、請求人が行った公益通報は、そもそもその組織の実態が存在していないがダミー会社である旨の内部告発であったにもかかわらず、その中の「移動支援」という言葉だけを根拠にして、無責任に放置した。嘆かわしいことに現在もなお、移動支援事業やその要綱については、高齢・障害者支援課の所管となるので福祉基盤課は関係ないの一点張りである（事実証明書20）。

(6) 不正請求の温床

不正請求の疑惑に対して、上記のような空疎な調査方針しか持ちえない組織では、不正を事実認定することは不可能であり、このような組織に相模原市の福祉に係る巨額な予算を委ねていては、相模原市が犯罪者に目を付けられ、そのパラダイスになってしまうことは必定である。

(7) 法令順守

彼らは、公務員として法令を順守することの意味が十分にまたはまったく理解できていないか、故意に無視している。市の内規にすぎない要綱の外には、障害者総合支援法、社会福祉法、労働基準法、さらに民法・刑法、慣習法、および良識（健全な社会常識）などがあるのであるから、それらに従って、公務員として粛々と判断して適切な業務を行わなければならないはずである。

(8) 小結

本文頭書きに挙げた職員らは、相模原市民の財産を預かっているものとしての当事者意識が根本的に欠けており、財産の保全にはまったく無関心で、漫然とした傍観者となってしまっている。このような状態の組織では、相模原市民の巨額な財産を預けることはできないというべきである。

5 福祉基盤課と高齢・障害者支援課

本件では両課の責任のなすりつけ合いがたびたび行われており、その上の指揮官である、部長、局長および市長が無能力はさらしている。その損害の犠牲者は相模原市民となるのであるから、再発防止のためには組織の見直しが不可欠である。

以上

別紙

- 事実証明書 20 反訳文 通話記録 【5】－基盤課【54】 令和7年3月7日①
- 事実証明書 21 ショートメッセージおよび電子メール 【31】議員－【5】
- 事実証明書 22 反訳文 通話記録 【5】－基盤課【54】 令和7年3月7日②
- 事実証明書 23 反訳文 通話記録 【5】－神奈川県障害サービス課監査G 令和
7年3月7日
- 事実証明書 24 公文書公開請求書等 【F】および【D】の指定申請書（居宅および移動）

（書面の内容は、令和7年3月10日に提出された相模原市職員措置請求書の追加資料②を原文のまま記載した。）

事実証明書類(添付省略)

- 1 反訳文 通話記録 令和7年3月7日①
- 2 ショートメッセージおよび電子メール
- 3 反訳文 通話記録 令和7年3月7日②
- 4 反訳文 通話記録 令和7年3月7日
- 5 公文書公開請求書等 【F】および【D】の指定申請書（居宅および移動）

(令和 7 年 3 月 1 4 日付けで提出された追加資料③)

令和 7 年 3 月 14 日

相模原市監査委員会 御中

令 7 年 2 月 1 2 日付け相模原市職員措置請求書の追加資料③

請求人 略

1 請求の補足

(1) 住民監査請求ができる財務会計上の行為

相模原市において、次に掲げる財務会計上の行為または怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合には、住民監査請求の対象となる。

- ア 違法または不当な公金の支出
- イ 違法または不当な財産の取得・管理・処分
- ウ 違法または不当な契約の締結・履行
- エ 違法または不当な債務その他の義務の負担
- オ 違法または不当に公金の賦課・徴収を怠る事実
- カ 違法または不当に財産の管理を怠る事実
- キ アからエの行為が相当の確実さで予測される場合

(2) 補足

請求人が提出した相模原市職員措置請求書（以下「請求書」とする。）、および追加資料②について、(1) ア～キの項目に当てはめることで次のとおりに正確に補足する。

- 請求書（４） 事件の放置…違法または不当に財産の管理を怠る事実
- 請求書（５） 現場を担当したヘルパーの調査の忌避…違法または不当に財産の管理を怠る事実
- 請求書（６） 不適切な調査あるいは監査の実施…違法または不当に公金の賦課・徴収を怠る事実および違法または不当に財産の管理を怠る事実
- 請求書（７） 【Ｆ】への利益供与…違法または不当な債務その他の義務の負担
- 請求書（８） 福祉タクシー…違法または不当に公金の賦課・徴収を怠る事実
- 請求書（９） 処遇改善加算…違法または不当に公金の賦課・徴収を怠る事実および違法または不当に財産の管理を怠る事実
- 請求書（１０） 【Ｊ】…違法または不当に公金の賦課・徴収を怠る事実および違法または不当に財産の管理を怠る事実
- 請求書（１１） 居宅介護…違法または不当に公金の賦課・徴収を怠る事実および違法または不当に財産の管理を怠る事実
- 追加資料② １ 請求の追加（研修および委員会の未実施）…違法または不当に財産の管理を怠る事実

（３）明白なる不正

- ア 請求書（６）、（８）および（９）の事実については、一步でも相模原市健康福祉局の外に出て、日本国に一般に通用する良識（善良なる常識）の下に照らした場合には、ただちに警察に通報すべき明白なる詐欺犯の容疑となるものであるから、返金を求めるべき行為を直ちに行わなかったことは違法または不当に公金の賦課・徴収を怠る事実該当する。
- イ 請求書（１０）および（１１）の事実については、指定障害福祉サービスとなる居宅介護に関する事実であり、ただ単に財産の管理を怠った事実にとどまらず、ただちに関係した従業者について相模原市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に基づいた客観的な調査を行い、不正請求の額を特定して４割増で返金請求すべきところをしていない事実が認められるから、違法または不当に公金の賦課・徴収を怠る事実を追加した。

2 陳述に対する抗弁

(1) 関係職員の陳述で明らかになった 6 5 0 0 万円の内訳

健康福祉局地域包括ケア推進部長【43】氏が行った陳述により、市長が令和 6 年 1 2 月 1 8 日の定例議会で述べた 6 5 0 0 万円の内訳が明らかとなった。

ア 居宅介護

【D】→相模原市 4000 万円返金

相模原市 →【F】 1700 万円再請求により支払い

イ 移動支援

【D】→相模原市 7000 万円返金（※【13】氏が労組との団交の中で 7175 万円と回答）

相模原市→【F】 2900 万円再請求により支払い

ウ 計算 $4000+7000-1700-2900=6400$ 万円 ※100 万円は誤差

(2) 【F】の再請求額 4 6 0 0 万円

ア 相模原市は【F】に対して、改めて支払いの提案をわざわざ行い、それに応じた【F】に対して、4 6 0 0 万円も介護給付費を支払っていた。

イ 本来、この介護給付費からヘルパーの労賃を差し引いた額が会社の収益となるのであるが、それが無いままに、【D】から【F】へ巨額な利益が移転した。

ウ 【D】は、未払い賃金問題を残したまま整理解雇予告通知を全従業員へ出し、その件で【V】が行ったアおよびイの指摘に対しては、【F】と【D】が別会社

であることを文書で回答し、未払い賃金を残したまま令和6年11月30日に従業員を整理解雇した。

(3) 【D】の返金総額 1億1000万円

ア 【D】は創業が2009年であり、まったく事業所として稼働した事実が今日までまったく見られない中で、相模原市が返金請求が可能なわずかな期間で1億1000万円もの金額が返金されており、不正請求にしる請求の過誤にしる、不当利得としての被害総額としてはあまりにも巨額である。

イ 少しでも【D】が稼働した証拠があるのであれば、相模原市職員らは陳述で示すべきであったに、そのような陳述はまったくなかった。

(4) 小結

ア 違法または不当な債務その他の義務の負担

【F】は、【A】の描いた事業計画に基づいて行った不正請求となる給付金詐欺の中枢にあり、【D】を通じて相模原市に対して不正に請求されたものは、99%【F】【G】事業所で準備されたのであるから、【F】より提供された障害福祉サービスはあらかじめ【D】より不法に請求を掛ける目的により行われた民法90条の不法原因給付に該当するとみなされるべきであり、その主犯に対して相模原市からわざわざ4600万円もの支払いを提案することはあり得ないことである。相模原市（健康福祉局が勝手に支払った）4600万円については、【F】より不当利得としてすべて相模原市民に返金させるべきである。

イ 福祉タクシー運行に関する時間の返金額

【F】へ相模原市より改めて支払った給付金からは福祉タクシーに関する部分は差し引いたと高齢・障害者支援課の【53】職員は述べているが、業務命

令によりドライバーも兼ねたヘルパーが福祉タクシーを運行していた時間、(※平均して1時間30分：橋本または高尾へ出る往復時間1時間およびその他7.5時間の中で関係各所への社用車による移動時間30分)に基づいて正確に計算したのかどうかも疑わしく、第三者機関による客観的な再調査が必要である。

※よくよく調べると民法90条でした。708条は給付された利得の返還についての規定でした。

民法90条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

ウ 相模原市職員の職務怠慢の認定と再調査の必要性

【D】がの返金総額は、仮に請求の過誤であったとしてもわずかな期間で1億1千万円にも達しており、改めて請求人が行った令和5年10月2日の第一報以降、現場を担当したヘルパーについてまったく調査しなかった本文冒頭に挙げた相模原市職員の職務怠慢の認定と、第三者機関による客観的な再調査が必要である。

3 【B】の関与を裏付けるタクシー券の束に関する補足

(1) 証人

平成27年7月から令和5年9月まで【C】の土日祝日余暇活動の移動支援事業に従事してレギュラーメンバーであった【33】ヘルパーも、【17】所長あての茶封筒に詰められたタクシー券の束をグループホームの職員から手渡された経験があると証言している。

(2) ご家族の了承

利用者にはまったくその必要性がみあたらず、道路運送法に違反するこのよう

な違法行為について、【B】がわざわざ利用者のご家族より了解を取っていることは、考えがいことである。

(3) 不正な便益を供与

福祉タクシー券は支給された利用者のお財布に入れておいてその都度の支払いに充てるべきもので、【W】に不正な便益を供与する目的を除き、まとめて束で渡すことの必要性が見当たらない。

(4) 小結

これは【X】のサービス等利用計画と合わせ、本件給付金詐欺に【B】が共謀している事実を裏付ける決定的事実である。そしてこれは利用者よりお預かりする財産の不当な管理および処分であり、障害者に対する経済的虐待となる事実であるから、社会的にも決して許すことのできない事実である。

以上

(書面の内容は、令和7年3月14日に提出された相模原市職員措置請求書の追加資料③を原文のまま記載した。)

(令和 7 年 3 月 1 7 日付けで提出された追加資料④)

令和 7 年 3 月 17 日

相模原市監査委員会 御中

令 7 年 2 月 1 2 日付け相模原市職員措置請求書の追加資料④

請求人 略

1 地方自治法第 2 4 2 条が求める要件の具備の検討

(1) 第 1 項

本件相模原市職員措置請求は、これまでに請求人が説明したとおり、そのいずれについても地方自治法第 2 4 2 条第 1 項に住民監査請求の対象行為として規定されている「違法または不当な債務その他の義務の負担」または「違法または不当に公金の賦課・徴収もしくは財産の管理を怠る事実があるとき」に合致しており、正当なものである。

(2) 第 2 項

ア 同条第 2 項には「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。」と規定されてる。

イ この期間制限については、「地方自治法第 2 4 2 条第 2 項の規定により、違法若しくは不当な財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、監査請求することができないと規定されているが、怠る事実についての期間制限は規定されていないため、怠る事実が存在する限りはこれを制限

しない。(最高裁昭和 53 年 6 月 23 日判決)」とされている(事実証明書 25)。

ウ よって、請求人が令和 5 年 10 月 2 日に相模原市へ第一報を入れて以降、客観的事実証明書となる添付資料を付けた上申書を用いて提供されたさがさまざまな不正に係る内部告発となる公益通報について、同市福祉基盤課および高齢・障害者支援課の職員等が直ちに調査を開始することなく、無為に過ごし、または、故意に見過ごすことにより時効消失させた公金および現在も徴収を怠っている公金については、その職務を怠り、不当に失効させた事実等の監査を求める請求に理由があるというべきである。

エ また、相模原市がわざわざ提案しそれを【F】が受け入れて令和 6 年 7 月ごろに同社が改めて介護給付費を請求し直し同市が支払いを行った事実についても、請求人が公的に事実として初めて確認することができたのは、請求人が令和 6 年 10 月 2 日に高齢・障害者支援課を訪れた際であり、その時点では金額までは公開されることはなく、その金額の一端が明るみになったのは、令和 6 年 12 月 18 日の定例議会でのもとよしみ議員が行った一般質問に対して本村市長が行った 6500 万円であったとの答弁であり、それでもまだその内訳は不明で、ようやくその概要が明らかとなったのは、令和 7 年 3 月 11 日の市職員による陳述の場であったのだから、したがって、法的根拠のまったくない 4600 万円の違法な支出が行われた日からも、請求人がその事実について知ることができた日からも 1 年が経過しておらず、よって、相模原市が行った【F】に対する違法な債務の負担についても、その監査を求める請求に理由があるというべきである。

オ 「正当な理由」の存否について

(ア) 判例

「正当な理由の有無は、住民が相当な注意力をもって調査したとき、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、又当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかにより判断すべきである。」(最

高裁昭和 63 年 4 月 22 日判決)「正当な理由があるときは、当該行為が極めて秘密裡に行われ、あるいは天災地変等による交通途絶等により請求期間を経過した場合等、期間内に請求がされなかった場合でも例外的にこれを認めるだけの相当な理由がある場合を意味するもので、当該行為を知り得なかった場合をすべて含むとは思料されない。」(福島地裁昭和 52 年 7 月 25 日判決)とされている(事実証明書 25)。

(イ) 考察

- a 「相当な注意力をもって調査したとき、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか。」について本件を考えると、障害福祉サービスの制度の複雑さ、個人情報保護の壁および令和 7 年 3 月 11 日の本件に係る陳述においても相模原市職員が繰り返し強調していた事業者の営業の利益の壁、および、相模原市健康福祉局が独自に設けている現場を担当したヘルパーについては調査しないという壁に阻まれて、本件不正は公的な事実としては極めて秘密裡に行われた。
- b 請求人が疑念ではなく、ダミー会社の不正について確信を持つことができたのは、令和 6 年 5 月 4 日に名義貸しを行っていた【1】氏の存在を偶然に WEB 上で突き止めてからであり、処遇改善加算の不正については令和 6 年 6 月 28 日付けで公開された請求人が行った公文書公開請求の公開決定後であり、【8】様や【23】様の居宅介護の不正については令和 6 年 7 月 25 日付けで公開された請求人が行った公文書公開請求の公開決定後であり、【F】に対する不法な介護給付費の支給については請求人が令和 6 年 10 月 2 日に高齢・障害者支援課を訪れた際であり、タクシー券の不正については同日に高齢・障害者支援課より合わせて返金を受けた旨の報告があった後であり、その他【J】の闇営業の不正や、【D】の居宅介護の不正については現在までのところ相模原市より何ら公的な説明が行われていない。

(ウ) 小結

いずれにしても、相模原市健康福祉局は極めて怠慢であったがそれ負けることなく請求人はこれまで調査を迅速に進めており、請求人が公的な情報として【A】が行った不正について知ることができた日より請求人が相模原市職員措置請求を行った令和7年2月12日までに1年が経過しておらず、したがって、相当な期間内であり、また、仮に1年が経過していたとしても、本件不正については、相模原市が調査を阻む壁をあえて作っており、極めて秘密裡に行われてきたのだから、これまで請求人が監査請求をすることができなかったことには正当な理由がある場合であることが認められるべきである。

カ 本件相模原市職員措置請求は、以上のとおり、そのいずれについても地方自治法第242条第2項にも合致しており、正当なものである。

2 結語

(1) よって、本件請求はまったく適法であり、少なくとも請求人が上申書を用いて相模原市へ内部告発したさまざまな不正請求以降において時効で失われたすべての公金については、本文頭書きに挙げた職員らによる公金に係る善管注意義務違反として、いまだに未徴収の公金については違法な職務怠慢として、法的根拠のまったくない不法な債務の負担については【F】に対する不正な利益供与として、いずれも相模原市が被った損害として認定され、直ちに是正すべきとの勧告がなされるべきである。

(2) 以前より、相模原市の健康福祉局に対して【A】のさまざまな不正については【17】所長よるパワハラなどで辞めざるを得ない状況に追い込まれた従業員または元従業員による内部告発が行われてきたから、相模原市の福祉に深く関係する者には周知の事実であり、「必要悪だから。」として相模原市職員らがあえて見逃してきたという証言が、元従業員である【34】さんと請求人が令和7年3月15日午後2時52分ごろに行った通話の録音として得られており、【A】に関する相模原市に対する内部通報（公益通報）の履歴についても相模原市職員の本件に係る職務怠慢行為がいつから行われてたのかについて特定する実態調査のために監査が行われることを請求人は求める。

(3) そもそも、請求人が行った公文書公開請求を相模原市が拒絶したことが示す
とおり、【D】については当初より相模原市による実地指導がまったく行われてい
なかったという疑惑もあり、そもそもそれが行われていれば、または、その手法
が適切であれば、創業以来まったく稼働の事実がないなどというダミー会社が今
日まで存続できるはずがなかったのであるから、その履歴や手法についても相模
原市職員の本件に係る職務怠慢行為がいつから行われてたのかについて特定する
実態調査のために監査が行われることを請求人は求める。

以上

別紙

事実証明書 25 与謝野町町長等措置請求に関する監査結果 請求日平成 25 年 10 月
10 日

(書面の内容は、令和 7 年 3 月 17 日に提出された相模原市職員措置請求書の追加資
料④を原文のまま記載した。)

事実証明書類(添付省略)

1 与謝野町町長等措置請求に関する監査結果 請求日平成 25 年 10 月 10 日

(令和 7 年 3 月 2 6 日付けで提出された追加資料⑤)

令和 7 年 3 月 26 日

相模原市監査委員会 御中

令 7 年 2 月 1 2 日付け相模原市職員措置請求書の追加資料⑤

請求人 略

1 【34】元ヘルパーの証言

2 0 1 2 年 1 1 月より 2 0 1 6 年 3 月まで、【C】の移動支援事業の連絡ノート上に担当ヘルパーとしての名前の記載が見られる（事実証明書 2 6 ）、【34】元ヘルパーによる本件のさまざまな問題に係る重大な内容を含んだ証言が令和 7 年 3 月 1 5 日に得られた。その通話録音を反訳したので証拠資料として提出する（事実証明書 2 7）。

(1) 【G】事業所の「会議室」の実態

ア 会議室奥のトイレ

事業所の会議室奥のトイレは後から作られたもので、その理由は、そこで【35】元サービス提供責任者の息子である【36】氏を預かるために、作られたものであった事実が語られている（8 頁）。

イ 会議室内のベッド

なお、かつてはベッドも会議室に容易されており、その理由はそこで【35】元サービス提供責任者の息子である【36】氏を預かるために、用意されたものであったという事実も別の機会に【34】元ヘルパーより語られている。

(2) 独占契約

【A】CEO【3】は、障害福祉サービスの事業者が市内に足りていない事実
に目を付け、居宅介護事業、移動支援事業および福祉タクシー事業の独占契約を
サービス利用希望者へに対して要求し、さらに、そのサービスの内容を差し置いて「175時間」など具体的な数値を出して障害福祉サービス受給者証に記載された支給量を丸ごと【I】へ提供することが【A】との障害福祉サービス契約の
前提条件となるとしてサービス利用希望者へに対して要求した事実が語られている（19頁～22頁）。

(3) 福祉タクシー券

【A】CEO【3】は、障害福祉サービスの事業者が市内に足りていない事実
に目を付け、居宅介護事業、移動支援事業および福祉タクシー事業の独占契約を
サービス利用希望者へに対して要求し、さらに、【C】に居住する利用者について
【B】がとった福祉タクシー券の不法な処分行為に係る請求人の主張と一致し
て、それ以外の利用者についても通常のこととして、相模原市が発行する福祉タ
クシー券を未使用なままに【A】へあらかじめ提供することが【A】との障害福
祉サービス契約の前提条件となるとしてサービス利用希望者へに対して要求した
事実が語られている（17頁、18頁）。

(4) 【1】

【34】元ヘルパーも【D】【E】事業所に立ち入ったことが一度もなく、いつも
閉まっていて人影を見たこともなく、その管理者兼サービス提供責任者である
【1】氏をまったく知らなかった事実が語られている（12頁）。

(5) 【Y】園長の関与

【Y】現園長【37】氏が【A】の【C】に係る移動支援事業について、言及し

ており、ある程度の現状を確かに把握している事実が語られている（23頁、31頁）。

（6）【J】における【4】による障害者虐待の実態

ア 粗末な食事

【4】が入居者に粗末な食事を与えており、【38】様がガリガリにやせ細り、母親により救出されたという事実が証言されている（7頁）。

イ 暴力

【4】が【39】様に暴力をふるったり、【38】様の頭を殴ったりした事実が証言されている（7頁）。

ウ 精神的虐待

【4】が【38】様の私物となるタブレット端末を取り上げたりした事実が証言されている（7頁）。

エ ネグレクト

【J】では、入居する障害者が放置十分なケアなく放置されていた事実が語られている（16頁、17頁）。

（7）パワハラ

ア 過重労働

【3】および【4】が従業員の弱みに付け入り、労働安全衛生法を無視した過重労働を従業員に対して強いていた事実が語られている（8頁）。

イ 精神的虐待

【４】が特定の従業員を無視したり、些細な事で皆の前で怒鳴りつけたりして、精神疾患を生じさせ、その従業員は弁護士を通じてようやく辞めることができた事実が語られている（２４頁、２５頁）。

（８）福利厚生名目のクルーザーと保養所

ア ６０００万円のヤマハのクルーザー「【Ｚ】」、および、３つか４つあった保養所について、確かに【Ｆ】【Ｇ】事業所の壁に写真付きの告知文が貼られていた事実について語られている（１３頁）。

イ また、実際には、それらが従業員の福利厚生のために使用された事実は皆無で、それらは主として【４０】税理士事務所の担当者や幹部などの接待のために使用されていた事実が語られている（１２頁、１３頁）。

（９）必要悪

相模原市役所健康福祉局が、【Ｆ】の不法行為に係る従業員あるいは元従業員による内部告発について、「必要悪」であるとして、これまでことごとく握りつぶしていた事実が語られている（１１頁、１５頁、３０頁、３４頁）。

２ 結語

これまで請求人が取り上げてきた【Ａ】が行った障害福祉サービス利用者や従業員および相模原市民に対するさまざまな不法行為に係る責任原因が、相模原市健康福祉局には相模原市が政令指定都市であることの自覚がまったくなく、同時に順法精神も希薄で、これまで何度も繰り返された元従業員による内部通報について、同局が「必要悪」であると勝手に解釈して故意に放置し、または、故意に隠蔽し続けたことにも存することは明白であるから、本文頭書きに挙げた職員らは

その監督義務を怠ったことについて、請求人が本文に記載し追加資料③ で補足したとおりの不法行為の責任を負うべきである。

以上

別紙

事実証明書 26 【C】移動支援に係る業務連絡ノート 【34】元ヘルパー（一部）

事実証明書 27 反訳文 通話記録 【41】－【5】 令和7年3月15日

（書面の内容は、令和7年3月26日に提出された相模原市職員措置請求書の追加資料⑤を原文のまま記載した。）

事実証明書類(添付省略)

1 【C】移動支援に係る業務連絡ノート

2 反訳文 通話記録 令和7年3月15日